

公共
事業

景観

形成ガイドブック

和歌山県

平成21年4月

はじめに

和歌山県では、県、市町村、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていくことを目指し、平成20年3月に和歌山県景観条例を公布するとともに、平成20年12月には、景観法に基づき和歌山県景観計画を策定しました。

和歌山県景観条例では、県は公共事業景観形成指針を定め、公共事業実施に当たっては、当指針を遵守し、国、市町村等の公共事業実施に当たっては当指針に配慮するとしています。

公共事業における土木構造物や建築物は、その公共性やスケール感から景観の根幹となる物であり景観形成や快適環境を創出する上できわめて重要です。

また、公共事業による景観形成を県土における先導的な事業と位置づけ、景観に配慮した公共事業の推進を図り、地域の特性を活かした景観形成の創出に寄与することが望まれます。

このため、公共事業景観形成指針と景観検討の流れを示すとともに良好な景観形成の配慮事項と考え方を説明し、関係者が和歌山県らしい良好な景観形成という目的が達成できるよう公共事業景観ガイドブックを作成しました。

平成21年4月

目次

I. 和歌山県公共事業景観形成指針	1
1. 和歌山県公共事業景観形成指針	2
II. 公共事業の景観検討の流れ	7
1. 景観検討の流れ	8
(1) 景観検討の流れ（フロー）	8
(2) 景観形成検討シートの作成	9
(3) 景観形成推進員会議	9
(4) 景観法第16条第5項による通知	9
(5) 和歌山県景観審議会への諮問	9
2. 和歌山県公共事業景観形成推進員制度	10
3. 景観の読み方、景観配慮の考え方	11
(※) 通知書様式	12
(※) 和歌山景観形成検討シート様式および記入例	14
III. 参考資料	19
1. 和歌山県景観計画 抜粋	20
(1) 景観計画の理念	21
(2) 景観計画の区域	22
(3) 良好な景観の形成に関する方針	25
2. 行為の制限の基準	32
(1) 景観計画区域	32
(2) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域	33
3. 景観法による通知対象となる行為	35
(1) 景観計画区域	35
(2) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域	35
(3) 通知が不要である行為	36
4. 和歌山県公共事業景観形成ガイドブック事例集	39
(1) 共通指針	40
(2) 個別指針	47
5. 関係省庁などの景観形成ガイドラインリスト	62
6. 県内各市町村へのアンケートによる景観資源等の調査結果	64

I 和歌山県公共事業景観形成指針

目次

1. 和歌山県公共事業景観形成指針	・・・	2
-------------------	-----	---

和歌山県公共事業景観形成指針

制定：平成21年 4月 1日

1 目的

本指針は、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第9条の規定に基づき公共用又は公用の施設の設置に関する事業（以下「公共事業」という。）に係る良好な景観の形成のための指針として定めるものである。

和歌山県が主体となる公共事業にあつては本指針を遵守し、県内で実施する国・市町村等が主体となる公共事業においても参考とするものとする。

2 方針

- 1) 公共事業は、その景観形成に与える影響を考慮し、率先して景観上の配慮に努める。
- 2) 「和歌山県景観計画」の趣旨にのっとり、実施するものとする。
- 3) 景観法第16条第5項の通知を要する行為にあつては、「和歌山県景観計画」の行為の制限に適合するものとする。
- 4) 「特定景観形成地域」にあつては、特に地域の特性を活かした景観形成に努める。
- 5) 景観形成に関する各施策との整合性を確保するよう努める。
- 6) 関係公共団体等と十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努める。

3 配慮すべき事項

下記の基本的な事項について配慮のうえ、公共事業を実施するものとする。

3-1 山林

本県は、緑豊かな山林が多く、本県の景観を形成する上で重要な要素となっている。特色ある地域づくりを進めるために、山林の積極的な保全を行う。また、建築物の建築等に当たっても、積極的に木質材料を使用し、豊かな山林をイメージさせるような景観形成を図る。

3-2 海、川

黒潮流れる青い海や美しい海岸線、熊野川をはじめとする清らかで美しい川や豊かな水は、本県の景観を特徴づける重要な要素である。海や川への眺望の確保や親水性の高い水辺環境の整備等の特色ある地域づくりを進め、それらを引き立たせるような景観形成を図る。

3-3 まちなみ

本県は、紀伊山地をはじめとする山地部が多く、急勾配の河川沿いに平野が開けてはいるが、平地が少ない。このような地形を生かした集落や市街地等が形成されており、それぞれ特徴ある景観が形成されている。地域の地形と調和のとれた集落やまちなみの景観に配慮し、地域になじみ、それらをより引き立たせるような景観形成を図る。

3-4 歴史、文化

本県には、高野、熊野の宗教文化に根ざした建物やまちなみ、和歌山をはじめとする城下町、根来や粉河などの門前町、湯浅や黒江などの商人の町など、歴史文化の積み重ねにより地域固有

の街並み景観が形成されている。これらは、県民にとってかけがえのない財産であり、これらの保全を図るとともに、地域それぞれの固有性及びその継承を踏まえ、調和のとれた景観形成を図る。

4 共通事項

下記の共通事項について配慮のうえ、公共事業を実施するものとする。

4-1 位置・規模

主要な視点場からの眺望景観への配慮、また近傍に良好な景観を構成するものがある場合は、その景観や雰囲気や阻害しないよう配慮し、自然やまちなみの連続性を遮断するような構造物の配置は避ける。

4-2 形態・意匠

周辺景観に調和した形態・意匠とし、構造物が地域固有の歴史や文化にふさわしい形態・意匠とする。また、ランドマーク性のある構造物の場合は、地域にふさわしい優れた形態・意匠とする。

4-3 色彩

周辺景観に調和し、地域にふさわしい色彩を基調とする。また、アクセント色を導入する場合は構造物全体及び周辺景観と調和するような色彩とする。

4-4 素材

地域固有の歴史や文化の特性やイメージと調和するような素材を用いるよう努めるとともに、維持管理が容易で経年的な劣化により景観の質が低下しないような耐久性を備えた素材を用いる。

4-5 付属物

付属物にあつては、構造物本体と調和したものとする。

4-6 緑化等

地域の自然条件や歴史文化に根付く既存の樹木および緑地は、積極的に保存保全または移植を行う。また、緑化、植栽に当たっては、地域の植生やイメージとの調和や連続性等を考慮し、周辺景観となじむものとする。

5 個別事項

下記の個別事項について配慮のうえ、公共事業を実施するものとする。

5-1 道路

道路は、地域住民の日常生活あるいは生産活動に欠かすことのできない社会基盤であり、安全で快適な通行機能を確保することが必要である。また、沿道には地域の特色ある山並み、町並み、

田園、海岸線など多種多様な景観が展開されているため、周辺景観への配慮が求められる。

道路の整備に当たっては、高速道路、幹線道路、生活道路など、道路の性格に応じて、景観整備のあり方を考えることが重要である。特に、地域を代表するような道路については、その波及効果等の観点から質の高い整備が必要である。

道路利用者や沿道の住民等から快適に利用され、親しまれるために、地域住民の意見や沿道地域のイメージ、景観の一貫性等に配慮したデザインにするものとする。

5-2 河川・水路

河川・水路は古くから地域と深い関わりを持ち、歴史・文化・景観を構成する重要な要素である。

河川・水路の整備に当たっては、治水、利水の機能の確保を図るとともに、水辺とのふれあいの場の確保など地域の人々や来訪者が水辺に親しめるような整備を行うこととする。その際、周囲の自然環境や歴史・文化等の沿川地域の景観特性を把握し、周辺環境との調和・融合を図るものとする。

5-3 砂防・治山

砂防・治山施設は、治水、治山、及び土石流対策を目的として設置されるもので、広く流域の住民生活に大きな影響を与えるものである。

これらは自然環境の中に人工構造物として設置されるため、周辺の景観に与える影響も大きく、その整備に当たっては安全性を確保した上で周辺の自然環境や地域の特色ある景観に配慮し、それらと調和のとれた景観形成を図るものとする。

5-4 港湾・漁港

港湾・漁港は、海上交通や流通、漁業、地域産業の拠点としての役割はもちろん、海洋性レクリエーション等の機能も有する場であり、また、古くからある港では、歴史的な個性を持ち、独自の景観を形成している。また、港湾や漁港が点在している本県の沿岸は、一部国立公園や県立自然公園に指定されるなど景勝地に恵まれ、美しい海岸が形成されている。

港湾・漁港の整備に当たっては、それぞれの持つ自然、文化等の特性に配慮して、良好な景観の形成を図るものとする。

5-5 海岸

海岸は、陸域と海域との汀線を形成し、自然とのふれあいを楽しむ場として、また海洋生物の生息環境としても重要なところである。

海岸の整備に当たっては、海岸を守るため、できる限り自然環境の保全や生態系を維持し、自然と一体となるような景観形成を図るものとする。

5-6 公園・緑地

公園、緑地は人々の交流の場、スポーツやレクリエーション活動の場、自然とのふれあい等の場として、地域住民にとっての憩いの場であり、地域の景観形成上重要な要素を有する公共空間である。

公園、緑地の整備に当たっては、地域の自然や歴史文化等の特性を活かすとともに、周囲の環境と調和のとれた景観形成を図るものとする。

5-7 公共建築物

公共建築物は、市民生活に密接に関連しているだけでなく、ときには都市や地域空間のなかでシンボルとなるものであり、公共建築物のデザインが街並み形成や都市環境演出の先導的役割を果たすものである。

公共建築物の整備に当たっては、「地域特性やシンボル性を備えたコミュニティの創出」「親しみ、わかりやすさを備えた公共性の確保」「個性やうるおいのあるアメニティの創出」の3つの理念の実現を目指して、優れた地域景観の創造を図るものとする。

5-8 面的整備、造成

土地区画整理事業、住宅団地の造成、市街地再開発整備事業等の面的整備事業、あるいはほ場整備、農地開発等の農林関係事業については、周辺の環境や景観に与える影響が大きい。そのため、自然条件や歴史的・文化的条件などの地域特性や生態系への配慮を行い、うるおいとやすらぎのある地域づくりを行うものとする。

また、周辺との調和のとれた個性的な景観の創造を促し、地域づくりのモデルとして先導的役割を果たすようにするものとする。

5-9 標識、サイン

規則性が無く、統一感が欠如したものや、設置位置を考慮していないものは、景観阻害の要因となる恐れがある。

標識・サインの整備に当たっては、表示すべき情報、掲示内容等の整理を図り、設置数や配置を考慮し、構造や形態意匠を創意工夫し、沿線又は周辺の統一性を確保するものとする。

5-10 照明施設

照明設備は、安全性・快適性等、設置場所における必要な機能を確保するための十分な配慮する必要がある。周辺の諸施設との位置関係を考慮して設置位置、照明方法を選定し、形態、意匠、色彩等を周辺景観と調和したものとする。

5-11 ストリートファニチャー

公共空間におけるストリートファニチャーは、道路、公園、公共建築物敷地などの設置する空間の目的や場所の持つ地域特性を十分考慮し、違和感を与えないよう周辺景観との調和を図るとともに、魅力ある景観を創造するものとする。

II 公共事業の景観検討の流れ

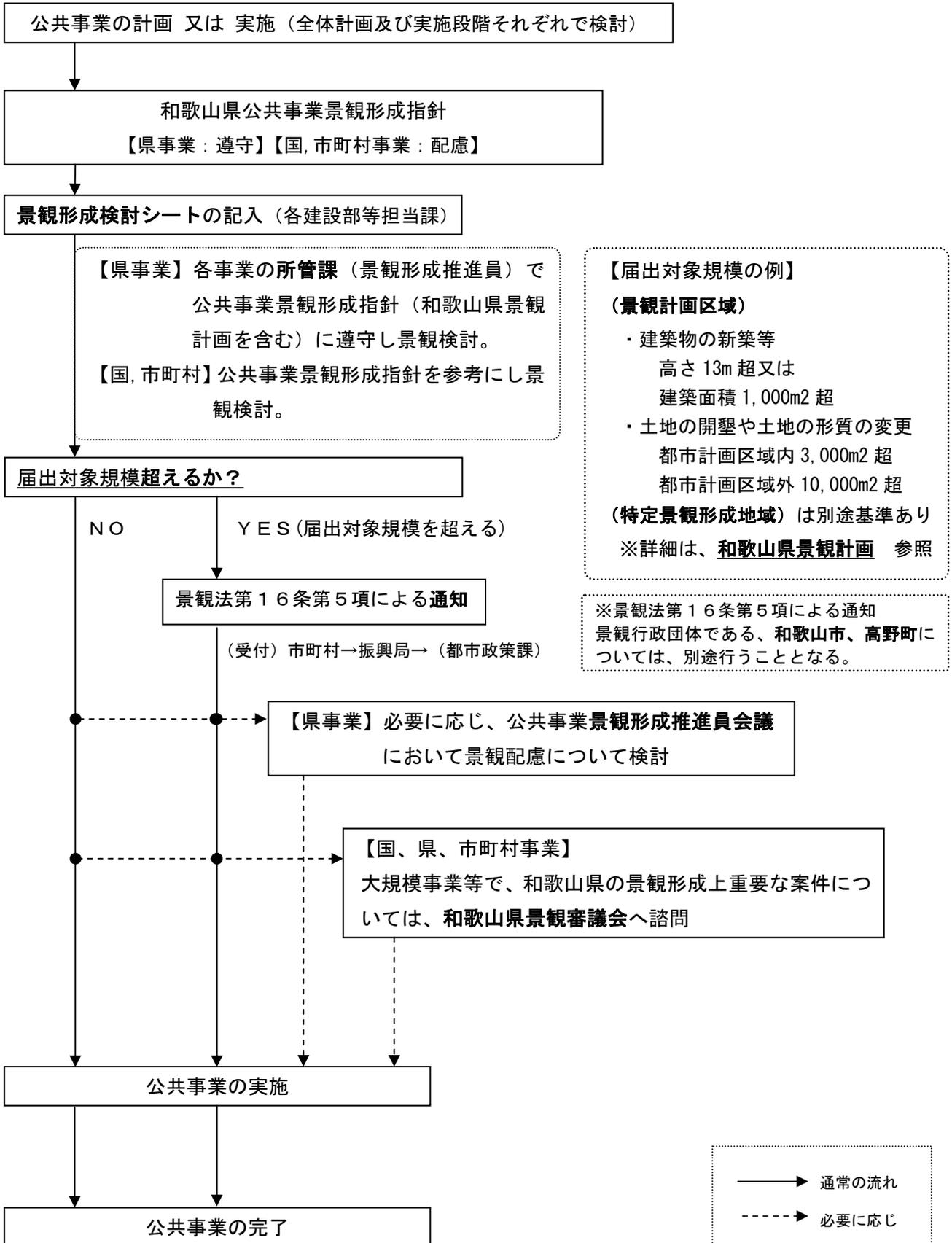
目次

1 景観検討の流れ	・・・	8
(1) 景観検討の流れ（フロー）		8
(2) 景観形成検討シートの作成		8
(3) 公共事業景観形成推進員会議		8
(4) 景観法第16条第5項による通知		8
(5) 和歌山県景観審議会への諮問		8
2 和歌山県公共事業景観形成推進員制度	・・・	10
3 景観検討の読み方、景観配慮の考え方	・・・	11
(※) 通知書様式		12
(※) 和歌山景観形成検討シート様式および記入例		14

II - 1 景観検討の流れ

(1) 景観検討の流れ（フロー）

公共事業の計画又は実施にあたっては、下記のフローに従い景観検討を行ったうえで、事業を進める。



(2) 景観形成検討シートの作成

各建設部等において、景観検討の「実施単位」(概略設計、実施設計、工事実施など)ごとに、「景観形成検討シート」を作成し、景観配慮等について、検討する。

なお、下記に該当する事業については、景観形成検討シートの作成を省略できるものとする。

- ・ 非常災害のため応急措置として行う事業や緊急に対応する必要がある事業
 - ・ 維持管理上実施する事業で、景観への影響がほとんどない事業(維持・修繕工事)
- など

景観形成検討シートの作成は、概略設計時、詳細設計時、工事発注時とする。

但し、概略や詳細設計時に、既に作成済みで、変更のないものは、作成の必要はない。

※通知対象行為や景観に与える影響が多大であると考えられる行為については、各事業の本庁所管課の景観形成推進員と調整のうえ、景観形成検討シートを作成し通知の手続きを行う。

- ・ 通知対象行為の景観形成検討シートは、通知書に添付する。その他通知対象行為に満たない行為についての景観形成検討シートは、設計図書などに添付し保管するものとする。

(3) 公共事業景観形成推進員会議

各事業の景観検討は、各事業主管課で対応するものとするが、各事業所管課で判断が難しい案件等、より十分な景観検討の必要がある事業については、公共事業景観形成推進員会議において検討する。

(4) 景観法第16条第5項による通知

和歌山県景観計画に定める、届出対象規模(1事業単位や1工事単位で)を超える事業については、景観法第16条第5項により景観行政団体(県等)に通知をしなければならない。

通知書は、市町村経由で、振興局建設部(県庁都市政策課)に提出する。

但し、景観行政団体である和歌山市、高野町については、別途行うこととなる。

高野町については、平成21年3月より。和歌山市については、景観条例制定について検討中。

景観法第16条第5項 抜粋

国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

(5) 和歌山県景観審議会への諮問

通知対象の大規模事業などで、和歌山県の景観に大きな影響を与えるおそれがあると判断する重要な案件については、和歌山県景観審議会の意見を聞くものとする。

和歌山県景観条例第18条 抜粋

良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、和歌山県景観審議会を置く。

II-2 和歌山県公共事業景観形成推進員制度

各課室所管の公共事業において、良好な景観形成を図るため、下記要綱に基づき、和歌山県公共事業景観形成推進員制度を設ける。

和歌山県公共事業景観形成推進員制度要綱

制定：平成21年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、景観形成推進員制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(景観形成推進員)

第2条 景観形成推進員は、原則として別表に掲げる関係各課室長が、その所属内に設置する。

2 関係各課室長は、毎年度、設置した景観形成推進員を県土整備部都市住宅局都市政策課長（以下「都市政策課長」という。）に報告するものとする。

(景観形成推進員の職務)

第3条 景観形成推進員は、和歌山県公共事業景観形成指針（以下「指針」という。）及び和歌山県景観計画を理解し、和歌山県の良好な景観の形成を図るため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 所管の公共事業における指針の遵守の確認及び景観配慮に関する助言・指導
- (2) 所管の公共事業で、景観法第16条第5項の規定により通知を要する行為の景観形成推進員会議への付議の検討
- (3) 所管の公共事業で、景観に与える影響が多大であると考えられる行為の景観形成推進員会議への付議
- (4) 所属課室の関係する公共事業を実施する国及び市町村に対する指針への配慮の要請

(景観形成推進員会議)

第4条 前条第3号に規定する付議のほか、公共事業における良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議し、意見・助言を行うため、景観形成推進員会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議は、景観形成推進員をもって構成する。
- 3 議長は、都市政策課長が務める。
- 4 会議は、議長が招集する。
- 5 会議は、必要があると認める場合、関係者に対し会議に出席し、意見及び説明を求めることが出来る。
- 6 会議の庶務は、県土整備部都市住宅局都市政策課において処理する。

(その他)

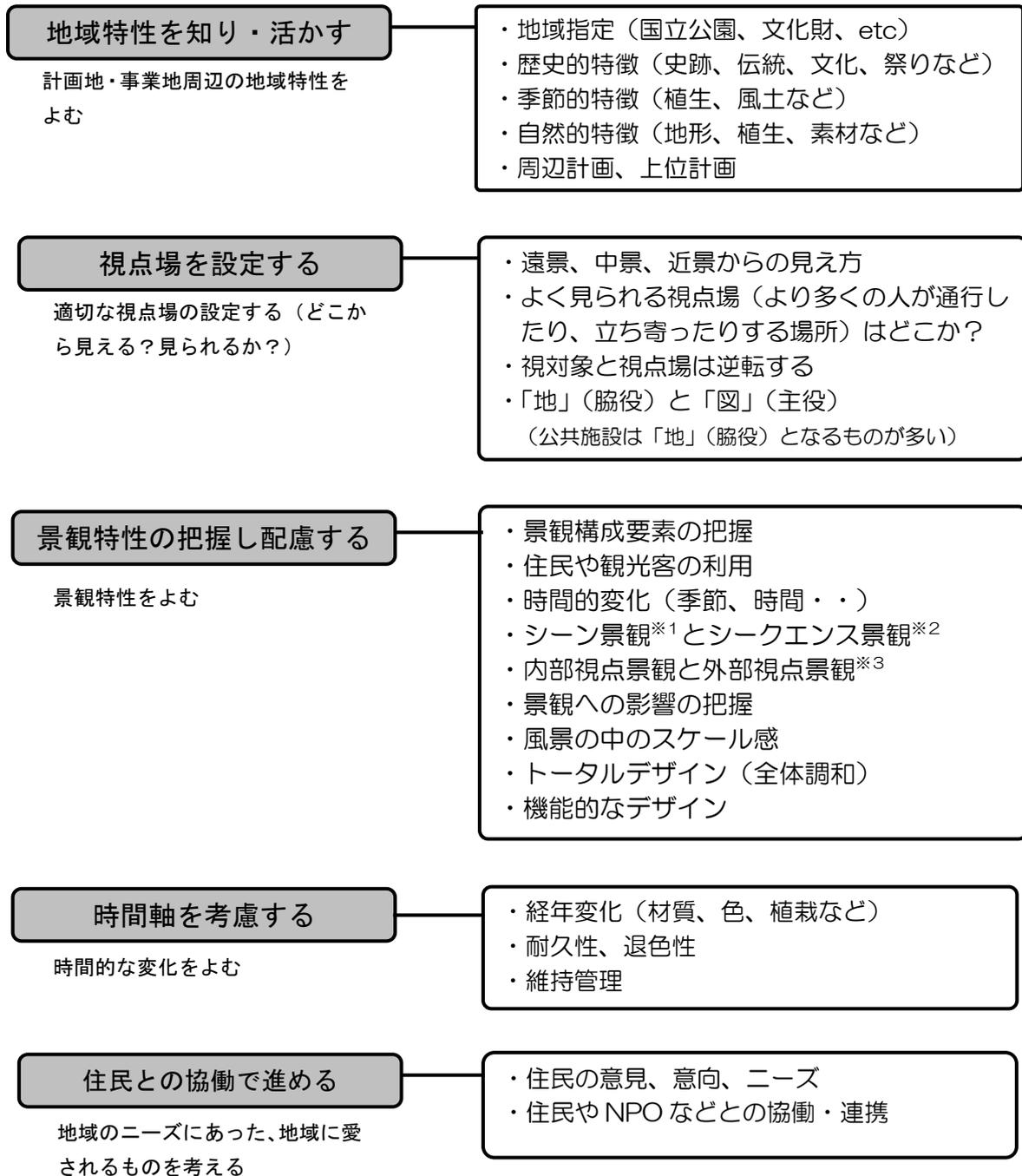
第5条 この要綱に定めるもののほか、景観形成推進員制度に関して必要な事項は、都市政策課が別に定める。

別表（第2条関係）

企画部	: 地域づくり課
環境生活部	: 環境生活総務課、自然環境室
商工観光労働部	: 観光振興課
農林水産部	: 農業農村整備課、林業振興課、森林整備課、山村整備課
県土整備部	: 県土整備総務課、技術調査課、道路政策課、道路保全課、道路建設課、河川課、砂防課、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾整備課
教育委員会	: 総務課、文化遺産課

II-3 景観の読み方、景観配慮の考え方

事業者はまず当該事業対象地域の景観等に関する現況を把握したうえで、景観配慮の検討を行う。下記に、現況を把握し、景観配慮をするうえでの、視点を整理した。



※1 シーン景観：「見る場所」と「見られるもの」が固定された景観のこと。一般的に見る位置が決められていて、ここから見ると「見られるもの」が最も美しく見えるという「見る場所」がある景観。

※2 シークエンス景観：移動しながら移り変わりを体験する景観のこと。景色の移り変わりに脈絡があるような景観。

※3 内部視点景観と外部視点景観：例えば、ある道路があったとする。その道路内部からの道路を見た景観が「内部視点景観」となり、視点場などから、その道路を見た景観が「外部視点景観」となる。

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

和歌山県知事 様

通知者 住所

機関名
及び代
表者名

印

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

担当者 (連絡先)	イ 氏名			
	ロ 所属名			
	ハ 所在地			
	ニ 電話番号			
行為の名称				
行の場 為所	地名地番	市 町	番地	
		郡 村		
区域区分	<input type="checkbox"/> 特定景観形成地域 ()		<input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 開発 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 堆積物件の種類 ()		<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
			<input type="checkbox"/> 水面の埋立て	
① 建築物・ 工作物		通知部分	通知以外の部分	合計
	敷地面積			m ²
	建築(築造)面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	構造	造/一部 造		
	用途			
①以外	面積	m ²		
行為の着手予定日		年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日
※通知番号	第 ー 号		※ 県処理欄	
※受付欄				
都市政策課	建設部	市町村		

注「※」印の欄については記入しないでください。

※意見欄
(市町村)

添付書類

○建築物・工作物

- ① 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2, 500以上）
- ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ③ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- ④ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺1/50以上）
色彩のマンセル値（日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値）
を表示すること
- ⑤ 和歌山景観形成検討シート

○開発、土地の形質の変更、物件の堆積等

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
(縮尺1/2, 500以上)
- ② 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ③ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）
- ④ 和歌山景観形成検討シート

バッファゾーン

●田辺市、新宮市、那智勝浦町歴史的景観保全条例の許可対象行為は市町条例による許可申請と和歌山県景観条例による届出を同時申請する場合に限り、①以外の図面を省略することができる。

小規模（軽易）行為

●バッファゾーン以外の軽易な行為に係る届出の場合、添付書類②を省略することができる。
なお、各図面は内容がわかれば縮尺は任意とする。また、①及び③の図面は兼ねることができる。

軽易な行為とは、建築物：延べ床面積30㎡以内かつ高さ3m以内、工作物：高さ3m以内、
その他：面積30㎡以内のものに係る行為

和歌山景観形成検討シート

記入日

I 事業の概要

事業名	
事業箇所	
事業種別	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川等 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 砂防・治山 <input type="checkbox"/> 港湾・漁港 <input type="checkbox"/> 海岸 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> 公共建築物 <input type="checkbox"/> 面的整備 <input type="checkbox"/> 標識・サイン <input type="checkbox"/> 照明施設 <input type="checkbox"/> ストリートファニチャー <input type="checkbox"/> その他()
事業内容	
事業目的	
事業規模	
事業期間	
記入者 所属/氏名	
設計調査委託先	

II 法令指定区域(事業箇所が、下記法令による規制区域内かどうか)

※回答欄には、事業箇所が規制区域内にあれば1を、規制区域周辺であれば2を、該当しない場合は3を記入

法令名	規制区域	回答欄	1または2の場合はその区域名を記入
景観法	景観/準景観地区		
	景観重要公共施設/建造物/樹木		
県景観条例	景観計画区域		
	特定景観形成地域		
市町村景観条例	景観計画区域		
	特定地域		
	景観農業振興地域		
都市計画法	地区計画(形態意匠が定められたものに限る)		
風致地区条例	風致地区		
自然公園法	国立公園、国定公園、県立自然公園における特別地域		
	国立公園、国定公園、県立自然公園における普通地域		
文化財保護法	伝統的建造物群保存地区		
	重要文化的景観地区		
世界遺産条約	登録遺産		
市町村世界遺産条例	登録遺産緩衝地帯		
	景観保全地区		
その他法令 ()	()		

III 事業箇所および周辺の景観

1. 景観類型(事業箇所およびその周辺が、どのような景観を持つ場所か)

景観分類	大景観類型	小景観類型
<input type="checkbox"/> A. 自然景観	<input type="checkbox"/> (1) 海岸部	<input type="checkbox"/> ①岩場 <input type="checkbox"/> ②砂浜 <input type="checkbox"/> ③人工海浜等
	<input type="checkbox"/> (2) 河川沿岸部	<input type="checkbox"/> ①下流域部 <input type="checkbox"/> ②中流域部 <input type="checkbox"/> ③渓谷
	<input type="checkbox"/> (3) 山間部	
<input type="checkbox"/> B. 都市景観	<input type="checkbox"/> (1) 駅前周辺	
	<input type="checkbox"/> (2) 街路沿道	
	<input type="checkbox"/> (3) 商業地	<input type="checkbox"/> ①商店街 <input type="checkbox"/> ②観光地
	<input type="checkbox"/> (4) 住宅地	<input type="checkbox"/> ①下町住宅地 <input type="checkbox"/> ②振興住宅地
<input type="checkbox"/> C. 田園・集落景観	<input type="checkbox"/> (1) 農山村集落	<input type="checkbox"/> ①農村集落 <input type="checkbox"/> ②山村集落
	<input type="checkbox"/> (2) 漁村集落	
	<input type="checkbox"/> (3) 田園・里山等	<input type="checkbox"/> ①田園・里山 <input type="checkbox"/> ②果樹園
<input type="checkbox"/> D. 歴史・文化景観	<input type="checkbox"/> (1) 神社・仏閣	
	<input type="checkbox"/> (2) 歴史的町並み	<input type="checkbox"/> ①街道・古道 <input type="checkbox"/> ②古い町並み
<input type="checkbox"/> E. 沿道景観	<input type="checkbox"/> (1) 道路	<input type="checkbox"/> ①海岸線道路 <input type="checkbox"/> ②山間部道路
<input type="checkbox"/> F. その他景観		

2. 景観としての質(事業箇所およびその周辺は良好な景観を持つ場所であるか)

全体的に守るべき良好な景観がある
 部分的に守るべき良好な景観がある
 特に守るべき景観はない

IV 良好な景観の存在

1. 事業箇所およびその周辺に、保全すべき良好な景観がある。
(事業箇所から見る周辺景観あるいは他のものを見る眺望景観)

YES(場所名: _____)
 NO(その理由 _____)

2. 主要眺望点から視界に入る位置に、事業箇所がある。
(視点場等から事業箇所を眺望する場合)

YES(場所名: _____)
その位置は... 概ね2km程度 概ね500m~2km 概ね500m以内
 NO

V 地域特性の把握(事業箇所及びその周辺の現況はどのようなものであるか)

①事業箇所周辺の景観(事業箇所およびその周辺がどのような景観であるか)

②土地利用状況(事業箇所およびその周辺がどのような土地利用状況であるか)

③歴史的、文化的背景(事業箇所および周辺がどのような歴史や文化なのか)

④自然(事業箇所およびその周辺の自然状況はどうか)

⑤景観意識(事業箇所およびその周辺の景観に対する、地域住民と周辺自治体の意識)

VI 景観配慮にあたり、着目すべき要素(何を考慮すれば景観保全が図れるか)

位置 規模 形態 意匠 色彩 素材 付属物 緑化 その他(_____)

VII 景観形成の考え方との目標像

VIII 景観形成のため、具体的に配慮した事項

IX 事業箇所周辺の写真を貼付

(事業箇所を眺望できる視点があれば、そこから事業箇所を撮影したものも合わせて貼付)

I 事業の概要

事業名	国道311号道路改良事業
事業箇所	田辺市中辺路町近露地内
事業種別	<input checked="" type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川・水路 <input type="checkbox"/> 砂防・治山 <input type="checkbox"/> 港湾・漁港 <input type="checkbox"/> 海岸 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> 公共建築物 <input type="checkbox"/> 面的整備 <input type="checkbox"/> 標識・サイン <input type="checkbox"/> 照明施設 <input type="checkbox"/> ストリートファニチャー <input type="checkbox"/> その他()
事業内容	バイパス工事(トンネル、橋梁区間あり)
事業目的	狭隘区間の解消
事業規模	延長 約2.3km 幅員 約10.0m
事業期間	平成21年度～平成24年度
記入者 所属/氏名	西牟婁振興局建設部道路課 和歌山 太郎
設計調査委託先	株式会社〇〇設計

II 法令指定区域(事業箇所が、下記法令による規制区域内かどうか)

※回答欄には、事業箇所が規制区域内にあれば1を、規制区域周辺であれば2を、該当しない場合は3を記入

法令名	規制区域	回答欄	1または2の場合はその区域名を記入
景観法	景観/準景観地区	3	
	景観重要公共施設/建造物/樹木	3	
県景観条例	景観計画区域	1	景観計画区域
	特定景観形成地域	1	熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域
市町村景観条例	景観計画区域	3	
	特定地域	3	
	景観農業振興地域	3	
都市計画法	地区計画(形態意匠が定められたものに限る)	3	
風致地区条例	風致地区	3	
自然公園法	国立公園、国定公園、県立自然公園における特別地域	3	
	国立公園、国定公園、県立自然公園における普通地域	3	
文化財保護法	伝統的建造物群保存地区	3	
	重要文化的景観地区	3	
世界遺産条約	登録遺産	2	熊野参詣道(中辺路)
市町村世界遺産条例	登録遺産緩衝地帯	2	田辺市歴史文化的景観保全条例による
	景観保全地区	2	田辺市歴史文化的景観保全条例による
その他法令 (県屋外広告物条例)	(許可地域、禁止地域)	3	許可地域、禁止地域

III 事業箇所および周辺の景観

1. 景観類型(事業箇所およびその周辺が、どのような景観を持つ場所か)

景観分類	大景観類型	小景観類型
<input checked="" type="checkbox"/> A. 自然景観	<input type="checkbox"/> (1) 海岸部	<input type="checkbox"/> ①岩場 <input type="checkbox"/> ②砂浜 <input type="checkbox"/> ③人工海浜等
	<input type="checkbox"/> (2) 河川沿岸部	<input type="checkbox"/> ①下流域部 <input type="checkbox"/> ②中流域部 <input type="checkbox"/> ③渓谷
	<input checked="" type="checkbox"/> (3) 山間部	
<input type="checkbox"/> B. 都市景観	<input type="checkbox"/> (1) 駅前周辺	
	<input type="checkbox"/> (2) 街路沿道	
	<input type="checkbox"/> (3) 商業地	<input type="checkbox"/> ①商店街 <input type="checkbox"/> ②観光地
	<input type="checkbox"/> (4) 住宅地	<input type="checkbox"/> ①下町住宅地 <input type="checkbox"/> ②振興住宅地
<input type="checkbox"/> C. 田園・集落景観	<input type="checkbox"/> (1) 農山村集落	<input type="checkbox"/> ①農村集落 <input type="checkbox"/> ②山村集落
	<input type="checkbox"/> (2) 漁村集落	
	<input type="checkbox"/> (3) 田園・里山等	<input type="checkbox"/> ①田園・里山 <input type="checkbox"/> ②果樹園
<input type="checkbox"/> D. 歴史・文化景観	<input type="checkbox"/> (1) 神社・仏閣	
	<input type="checkbox"/> (2) 歴史的町並み	<input type="checkbox"/> ①街道・古道 <input type="checkbox"/> ②古い町並み
<input checked="" type="checkbox"/> E. 沿道景観	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 道路	<input type="checkbox"/> ①海岸線道路 <input checked="" type="checkbox"/> ②山間部道路
<input checked="" type="checkbox"/> F. その他景観	移動景観	

2. 景観としての質(事業箇所およびその周辺は良好な景観を持つ場所であるか)

<input checked="" type="checkbox"/> 全体的に守るべき良好な景観がある	<input type="checkbox"/> 部分的に守るべき良好な景観がある	<input type="checkbox"/> 特に守るべき景観はない
--	---	--------------------------------------

IV 良好な景観の存在

1. 事業箇所およびその周辺に、保全すべき良好な景観がある。
(事業箇所から見る周辺景観あるいは他のものを見る眺望景観)

YES(場所名: **熊野参詣道(中辺路)**)
 NO(その理由)

2. 主要眺望点から視界に入る位置に、事業箇所がある。
(視点場等から事業箇所を眺望する場合)

YES(場所名: **熊野参詣道(中辺路)**)
その位置は... 概ね2km程度 概ね500m~2km 概ね500m以内
 NO

V 地域特性の把握(事業箇所及びその周辺の現況はどのようなものであるか)

①事業箇所周辺の景観(事業箇所およびその周辺がどのような景観であるか)
森林、河川等の豊かな自然に囲まれている。

②土地利用状況(事業箇所およびその周辺がどのような土地利用状況であるか)
人工林、自然林、田畑

③歴史的、文化的背景(事業箇所および周辺がどのような歴史や文化なのか)
近傍に世界遺産である熊野参詣道があり、その関連施設(王子、資料館等)が存在する。

④自然(事業箇所およびその周辺の自然状況はどうか)
豊かな自然環境が残されている。

⑤景観意識(事業箇所およびその周辺の景観に対する、地域住民と周辺自治体の意識)
世界遺産とその周辺環境の保全するため、住民および田辺市が協同し、積極的な保全及び美化活動を推進している。

VI 景観配慮にあたり、着目すべき要素(何を考慮すれば景観保全が図れるか)

位置 規模 形態 意匠 色彩 素材 付属物 緑化 その他()

VII 景観形成の考え方との目標像

**世界遺産からの眺望される箇所が存在することから、豊かな自然景観の阻害を避けるため、出来るかぎり施設が熊野古道から見えない又は目立たない工夫が求められる。
また、国道311号自体も県内外からの観光アクセスルートとなるため、雰囲気壊さないためにも沿道景観への配慮が求められる。**

VIII 景観形成のため、具体的に配慮した事項

**長大な法面が発生しないよう、出来るかぎり地形に合わせた道路線形とした。
発生した法面については緑化するのが景観面では善策と考えるが、当該法面が風化しやすい岩質のため、風化による落石の防止が第一と考え、モルタル吹付とした。
橋梁の色彩については、明度、彩度を下げ、周辺から突出しないようにした。
道路標識については、集約化および簡略化を行うことで最低限の設置数とし、すっきりとした沿道景観を演出した。**

IX 事業箇所周辺の写真を貼付

(事業箇所を眺望できる視点があれば、そこから事業箇所を撮影したものも合わせて貼付)

III 参考資料

目次

1 和歌山県景観計画 抜粋	・ ・ ・	2 0
（1）景観形成の理念	・ ・ ・	2 1
（2）景観計画の区域	・ ・ ・	2 2
（3）良好な景観の形成に関する方針	・ ・ ・	2 5
2 行為の制限の基準	・ ・ ・	3 2
（1）景観計画全域	・ ・ ・	3 2
（2）熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域	・ ・ ・	3 3
3 景観法による通知対象となる行為	・ ・ ・	3 5
（1）景観計画全域内	・ ・ ・	3 5
（2）熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域内	・ ・ ・	3 5
（3）通知が不要である行為	・ ・ ・	3 6
4 和歌山県公共事業景観形成ガイドブック 事例集	・ ・ ・	3 9
（1）共通指針	・ ・ ・	4 0
（2）個別指針	・ ・ ・	4 7
5 関係省庁などの 景観形成ガイドラインリスト	・ ・ ・	6 2
6 県内各市町村へのアンケートによる 景観資源等の調査結果	・ ・ ・	6 4

Ⅲ－１ 和歌山県景観計画 抜粋

目 次

(1) 景観形成の理念	2 1
1 基本目標	2 1
2 責務	2 1
(1) 県の責務	2 1
(2) 県民の責務	2 1
(3) 事業者の責務	2 1
(2) 景観計画の区域	2 2
1 計画の対象区域	2 2
2 特定景観形成地域	2 2
(1) 特定景観形成地域の対象となる地域	2 2
(2) 特定景観形成地域の区域	2 2
(3) 良好な景観の形成に関する方針	2 5
1 景観計画区域全域	2 5
(1) めざすべき景観像の実現	2 5
(2) めざすべき景観像の実現に向けた取り組み	2 6
2 特定景観形成地域	2 8
(1) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域	2 8

(1) 景観形成の理念

1 基本目標

和歌山県の景観は、緑なす紀伊山地の山々、変化に富んだ海岸地形、河川の流域ごとの文化圏のまとまりなどによりその骨格が形成されている。和歌山県では山岳信仰を育んできた雄大な山地、朝陽や夕陽に映える海岸部、そして河川の流域ごとの地域文化を反映した集落や市街地などその美しい景観が保たれている。

これらの和歌山県らしい良好な景観は、人々の生活や生業の中で生まれ、支えられ、継承されてきたものである。私たちはこれらの取組に敬意を表しながら、身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気づき、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていく。

2 責務

(1) 県の責務

県は、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するとともに、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共用又は公用の施設の設置に関する事業（以下「公共事業」という。）を実施するものとする。

また、良好な景観の形成に関する市町村の施策並びに県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(2) 県民の責務

県民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(3) 事業者の責務

事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めなければならない。また、地域社会の一員として、県及び市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(2) 景観計画の区域

1 計画の対象区域

県全域を景観計画の対象区域とし、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的かつ広域的に講ずることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図っていく。

なお、景観行政団体である市町村の区域は、景観計画区域からは除外し、市町村が主体となって景観形成を推進するものとする。市町村が新たに景観計画を策定する際には計画の継続性を確保するものとする。(図1)

2 特定景観形成地域

(1) 特定景観形成地域の対象となる地域

景観計画区域のうち、以下の条件に該当する良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るものとする。

特定景観形成地域は順次指定を追加していくものとし、本計画に基づく景観形成の取り組みを拡大していく。

- 山地や森林、河川(流域)、海岸など、骨格となる自然景観を有する地域
- 古道・街道沿いの街なみが残る地域や歴史的な建造物が残る地域など、多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を有する地域
- 多数の人の目に触れる駅前や中心市街地のほか、幹線道路や鉄道といった主要な交通施設及びその沿道・沿線で、きめ細かな景観形成が必要と認められる地域
- その他良好な景観を形成する上で特に重要と認められる地域

(2) 特定景観形成地域の区域

①熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域

熊野参詣道(中辺路)及びその周辺地域は、雄大な自然に囲まれ、古くから自然信仰に根ざした精神文化を育み、幾重の歴史を人々の暮らしとともに積み重ねてきた場所である。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、多くの来訪者の目に触れる場所となっており、和歌山県を代表する景観の一つである。

このため、古道からの可視領域を基本とする区域を「熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保

全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとする。

(図2)

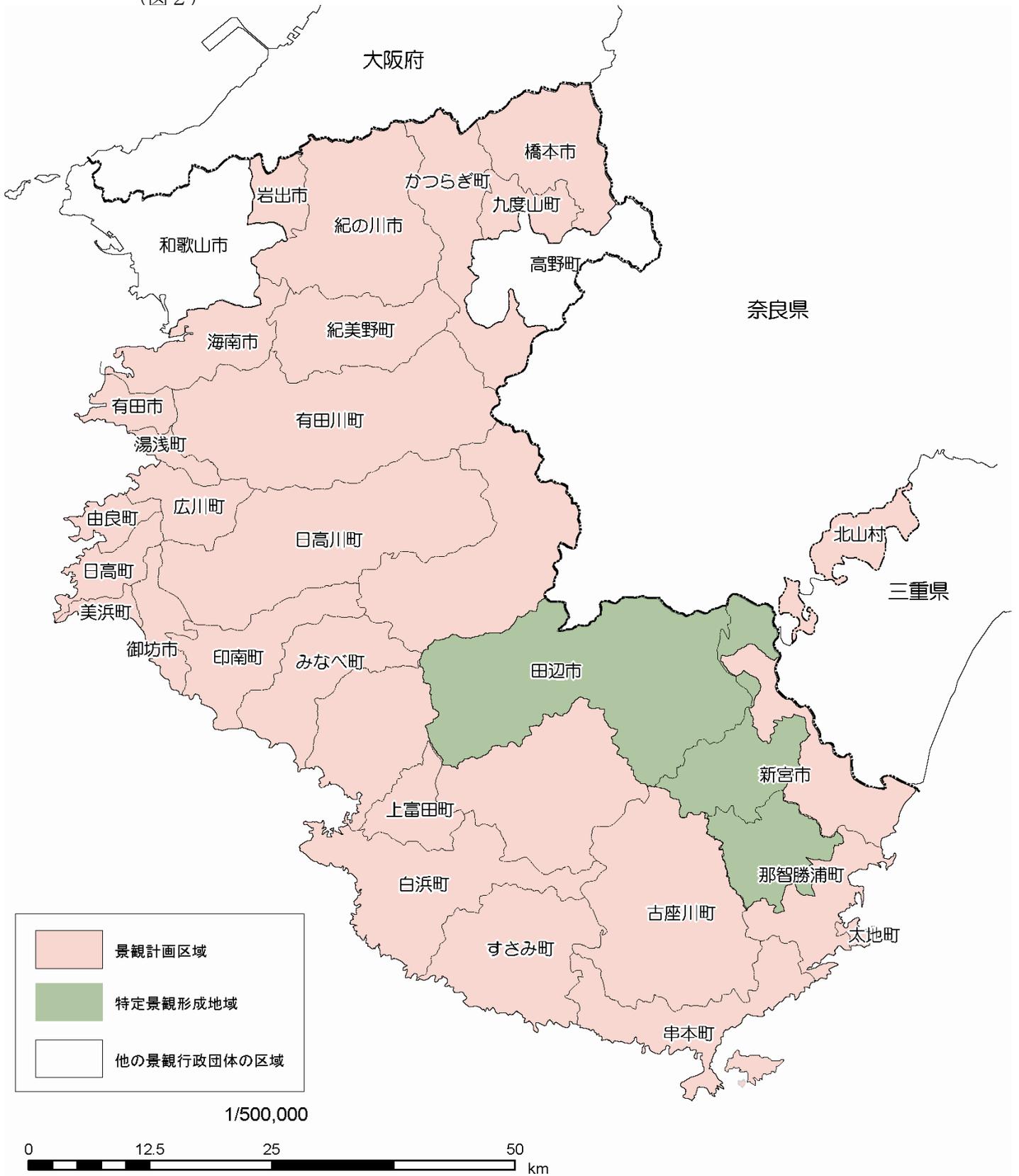


図1 景観計画区域

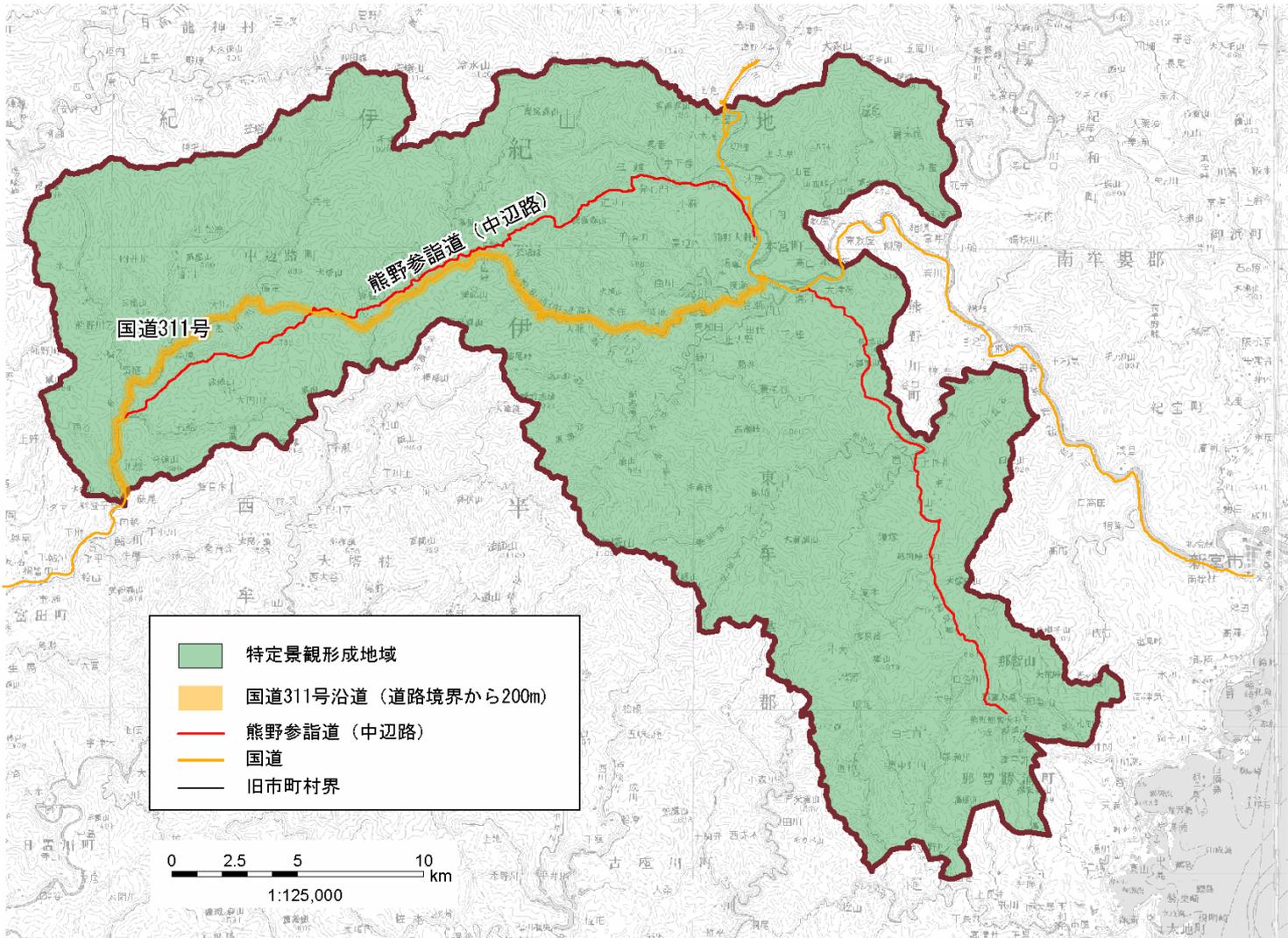


図2 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

(3) 良好な景観の形成に関する方針

1 景観計画区域全域

(1) めざすべき景観像の実現

①精神文化を育んできた骨格となる自然景観を保全する

雄大なる山地や森林、河川（流域）、海岸などの自然や、自然と向き合い、関わりを持つことで培われてきた地域の風土など、日本人の精神文化を育んできた唯一無二の貴重な自然とそれらによって生み出される骨格的な景観を保全する。

i) 山地や森林、河川（流域）、海岸の景観を保全する

山地や森林、河川（流域）、海岸は、長い時にわたって県土の骨格を形作り、歴史・文化といった地域の風土を育み、暮らしにも多大なる影響を与えてきた。これらの自然は日本人の精神文化発祥の起源としても広く共有されるべき唯一無二の価値を持つものであり、これらを保全する。

ii) 自然との関わりを再生する

自然の持つ豊かさ・恵み・厳しさなどに触れて学ぶ空間や機会づくり等を通じて、その大切さを共有するとともに、自然と人々の営みを支えるしくみづくりを通じて、豊かな自然との関わりを再生する。

②多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する

古代から中世、近世を経て現代に至る歴史の流れや、各時代を通じて育まれてきた地域の文化が息づく固有の景観を保全し、魅力を高めながら次代に継承していく。

i) 地域の歴史的な街なみ景観を保全する

時間の蓄積と住民の努力によって育まれた地域の歴史的な街なみ景観は、一朝一夕に生まれるものではない。その豊かな積み重ねを受け止め、次の世代へと継承するため、担い手づくりや活用方策等と組み合わせながら、街なみ景観の保全を図る。

ii) 歴史・文化資源の周辺景観の保全と創生を図る

歴史・文化資源が持つ空間構成や景観構造の文脈を読み取りながら、これらの資源と一体となって価値を高め合う周辺景観の保全と創生を図る。

③人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の魅力を醸成する

人々の営みや地域の活動によって支えられてきた日常の景観とともに、農林水産業や地域の伝統産業をはじめとする地場産業や新しい時代の商工業などの活動がつくる景観の魅力を高める。

i) 長い時を経て形成された個性ある産業景観を保全する

本県で長く受け継がれてきた農林漁業や伝統工業・地場産業などが生み出した個性ある産業景観は、人々の営みの歴史を今に伝える景観資源であり、これらを保全する。

ii) 産業活動が創り出す景観の魅力を高める

商業など産業活動が創り出す景観はまちににぎわいや活力を与える。生き活きたまちの姿は、訪れる人のまちへの印象を深め、また訪れたいという気持ちにさせてくれる。こうした産業活動が創り出す景観の魅力を高める。

iii) 身近な生活の営みが映し出された景観の魅力を育む

まちの中で人々が行き交うにぎわいのある景観、身の周りの自然と生活がとけ込んだ落ち着いた景観など、身近な生活の営みが映し出された多様な景観の魅力を育んでいく。

(2) めざすべき景観像の実現に向けた取り組み

①景観の魅力を読み解き内外へと発信する

山岳霊場と熊野古道、海辺の景観など他県にはない和歌山県の景観の魅力や、市街地・農村など暮らしを取り巻く景観の魅力を読み解き、更なる魅力の向上を図るとともに、その価値を内外に広く発信することで観光の振興や交流人口の増加を目指す。

i) 地域の景観資源を保全し観光資源として活用する

県内には独特の風土・文化等に育まれた他県にはない魅力ある景観資源があり、それらを観光資源として地域づくりに積極的に取り入れ、地域の暮らしとの共生を図りながら、県内の景観の魅力を多くの人々に伝えていく取り組みを推進する。

ii) 景観資源を収集し景観づくりに積極的に活用する

県内には有形・無形を含め暮らしの中で育まれた多くの景観資源が存在しており、外部からの視点も活かして、広く景観資源を収集し、その景観の価値を再認識するとともに、それらを地域の活性化等に活かすなど、景観づくりに積極的に活用する。

②景観の向上につながる協働のまちづくりを推進する

県民にとって愛着のある身近な景観の価値の発見からはじまる景観づくりや、住民と一緒に取り組む駅前や商業地などの市街地整備での景観づくりなど、地域に根ざした協働のまちづくりを促進していく。

i) 景観に対する意識を高める

協働のまちづくりの礎となるよう、和歌山の景観が持つ魅力を学び、そしてその魅力を伝え、共有する取り組み等を通じて、景観に対する意識を高める。

ii) 県民や事業者、市町村による景観づくりの取り組みを支援する

県民や事業者、市町村による景観の向上や景観形成に関する普及・啓発に向けた自主的な取り組みを支援し、景観づくりの取り組みの拡大を図る。

iii) 総合的な景観施策を推進する

景観法の活用とあわせて、景観条例による県独自の施策や関連する施策（都市計画、農林、環境など）、市町村の施策等とも連携を図り、総合的な景観施策を推進する。

2 特定景観形成地域

(1) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

①文化財的価値を持つ古道及び沿道景観を保全する

～石畳が続く山道や沿道に残る王子、経塚などの沿道景観～

- ・ 永きにわたる熊野三山への往来により積み重ねられた文化財的価値を持つ古道及び沿道の景観を保全する



工作物等を極力排除し、原状保存に努める

②古道と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する
～熊野古道から望む景観～

- ・ 古道からの眺望景観を構成する山稜によるスカイラインを保全する
- ・ 林業の営みにより長い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観を保全する
- ・ 集落と背後の山林・農地が一体となった景観を保全する



山稜のスカイラインや山林・農地が一体化した景観を保全する

③熊野の地へといざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る

～主要なアクセスルートであり、熊野のイメージを形成する上で重要な役割を果たす国道311号の沿道景観～

- ・ 地域の景観の価値を損なわないような景観を形成する
- ・ 周囲の景観と調和した建築物、広告物等による沿道景観を形成する



(景観形成のイメージ)・統一感のある建築物群 (屋根形状、色彩、外壁後退 等)
・道路付属物等の整備 [電線・電柱の地中化
景観に配慮したガードレール 等]

④暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する

～古道と関わる人々の暮らしの営みによってつくられてきた固有の景観を有する
地域内の集落景観～

- ・ 地域住民とともに集落ごとの景観のなり立ちを読み解き共有していくプロセスを通じ、景観を構成する家屋や周囲の農地、里山などを保全する
- ・ 農地や里山、集落社会を支える担い手を育成する



(景観形成のイメージ)・周辺と調和した外観の色彩、素材の使用
・ 樹木、田園等の保全

Ⅲ－２ 行為の制限の基準

(1) 景観計画区域全域

対象行為	項目	行為の制限の基準
共通事項	－	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	(景観構成要素への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 (眺望への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ・山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（続き）	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び方法とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

(2) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

(○は熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域として全域から追加及び上乘せした基準)

対象行為	項目	行為の制限の基準								
		バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）	国道311号沿道（道路境界から200m）	左記以外						
共通事項		<p>○古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 	<p>○熊野の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 	<p>○古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 						
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>(周辺景観への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高さ13メートル、水平投影面積1,000平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 <p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 <p>(眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 	<p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。 <p>(沿道からの眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路から見て、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 	<p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 <p>(山稜のスカイラインの保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図3）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 						
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図3）及び国道沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図3）から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。 						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 ○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下(無彩色含む)</td> </tr> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6以下	上記以外	4以下(無彩色含む)	
	色相	彩度								
0.1R～2.5Y	6以下									
上記以外	4以下(無彩色含む)									
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。 									

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）	国道311号沿道（道路境界から200m）	左記以外
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（続き）	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
	その他	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。		
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ○開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること。 ○地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。 ○行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図3）及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図3）から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 		
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ○期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみたくて、必要最小限にとどめること。 ○景観に著しい改変が生じないものとする。 ○跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図3）及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図3）から見たときに、周辺との調和を図ること。
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	○景観に著しい改変が生じないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図3）及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図3）から見たときに、周辺との調和を図ること。
	方法	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。		
	その他	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。		
水面の埋立て	位置・規模	○規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみたくて、必要最小限にとどめること。		

Ⅲ－3 景観法による通知対象となる行為

(1) 景観計画区域

区 分	規 模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 13m 超 または 建築面積 1,000 m ² 超	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 m ² 超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ 13m 超
	③その他の工作物	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	都市計画区域内 3,000 m ² 超 都市計画区域外 10,000 m ² 超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内 3,000 m ² 超 都市計画区域外 10,000 m ² 超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	3,000 m ² 超	

(2) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

区 分	規 模		
	バッファゾーン	国道 311 号沿道 (道路境界から両側 200m)	左記以外
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ 13m 超 または 延べ面積 500 m ² 超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	全ての行為	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 m ² 超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ 13m 超
	③その他の工作物	全ての行為	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	2,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	2,000 m ² 超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

(3) 通知が不要である行為

1) 景観法第16条第7項各号で規定する行為

景観法（抄）

第16条第7項

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 景観重要建造物について、第二十二條第一項の規定による許可を受けて行う行為
- 四 景観計画に第八條第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 五 景観重要公共施設について、第八條第二項第五号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 六 第五十五條第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五條の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八條第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 八 第六十一條第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二條第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 十 地区計画等（都市計画法第四條第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二條の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二條第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九條第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五條第三項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

景観法施行令（抄）

第8条 法第16条第7項第1号で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 二 仮設の工作物の建設等
- 三 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓

2) 和歌山県景観条例施行規則第7条に規定する行為

和歌山県景観条例施行規則（抄）

第7条 条例第13条第1号の規則で定める規模は、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。

2 条例第13条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第3項若しくは第10条第3項の認可に係る行為、同法第13条第3項、第14条第3項若しくは第24条第3項の許可に係る行為、同法第56条第1項の規定による協議に係る行為又は同条第3項の規定による通知に係る行為
 - (2) 和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第13条第3項の許可に係る行為
 - (3) 和歌山県自然環境保全条例（昭和47年和歌山県条例第38号）第14条第1項の許可に係る行為
 - (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係る行為（同法第9条の規定により当該許可があったものとみなされるものを含む。）
 - (5) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年和歌山県条例第22号）第2条第1項の許可に係る行為
 - (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為及び同法第143条第1項又は第2項に規定する市町村の条例で定める規制に係る行為
 - (7) 文化財保護法第182条第2項に基づく市町村の条例による許可に係る行為
 - (8) 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第12条第1項の許可に係る行為
- 3 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの（新築後、増築後又は改築後において、当該建築物の高さが13メートルを超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。）

和歌山県景観条例（抄）

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項の届出を要する行為のうち規則で定める規模以下のもの
- (2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (3) 公共的団体が行う行為
- (4) 前各号に準ずるものとして規則で定める行為

Ⅲ－４ 和歌山県公共事業景観形成ガイドブック事例集

目次

(1) 共通指針	・・・	40
1. 位置・規模	・・・	40
2. 形態・意匠	・・・	42
3. 色彩	・・・	43
4. 素材	・・・	44
5. 付属物	・・・	45
6. 緑化等	・・・	46
(2) 個別指針	・・・	47
1. 道路編	・・・	47
2. 河川・水路編	・・・	49
3. 砂防・治山編	・・・	51
4. 港湾・漁港編	・・・	52
5. 海岸編	・・・	53
6. 公園・緑地編	・・・	54
7. 公共建築物編	・・・	56
8. 面的整備編	・・・	58
9. 標識・サイン編	・・・	59
10. 照明施設編	・・・	60
11. ストリートファニチャー編	・・・	61

(1) 共通指針

1. 位置・規模

1) 眺望への配慮

【配慮事項】 主要な視点場からの眺望景観を阻害しないような位置・規模となるように努める。	【留意点】 構造物自体が障害物となり、その背後にある景観を阻害する恐れがあるため、構造物の高さや形態、配置・規模などを考慮する。
	【配慮した事例】  建築物等の高さに規制を与えることで、桜島への眺望を確保している。 <p style="text-align: right;">桜島（鹿児島県鹿児島市）</p>

2) 景観構成要素への配慮

【配慮事項】 近傍に良好な景観を構成するものがある場合は、その景観や雰囲気や阻害しないような位置・規模となるよう努める。	【留意点】 構造物自体が目立ってしまい、景観構成要素との一体感を感じられなくなる恐れがあるため、周辺の景観構成要素との調和を図る。
	【配慮した事例】  建築物と周辺木々の高さを揃えことにより、和歌浦の景観を構成している松林と調和させている。 <p style="text-align: right;">万葉館（和歌山市和歌浦）</p>

3) 連続性の保持

<p>【配慮事項】</p> <p>自然やまちなみの連続性を遮断するような建造物の配置は避けるよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>自然やまちなみの景観の中に、統一感のない異なる建造物を配置することは、景観の連続性を遮断してしまう恐れがあるため、周辺となじむ形態や背景の山並みに対し、屋根の形態などを考慮する必要がある。</p>
	<p>【配慮した事例】</p>  <p>連続した歴史的町並みを保存するため、伝統的な建築方法で修復し、連続性のある景観を形成している。</p> <p>湯浅伝統的建造物群保存地区（湯浅町湯浅）</p>

2. 形態・意匠

1) 周辺環境との調和

<p>【配慮事項】</p> <p>周辺景観に調和した形態・意匠とし、構造物が地域固有の歴史や文化にあった形態・意匠とするよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>周辺環境が持つ性格とかけ離れたデザインの構造物は、地域の特性を失わせる恐れがあるため、地域の歴史・文化に配慮した形態・意匠を考慮する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>近接する古橋のデザインを取り入れることにより、和歌浦の景観との調和させている。</p> <p>万葉館（和歌山市和歌浦）</p>
--	---

2) ランドマーク

<p>【配慮事項】</p> <p>ランドマーク性のある構造物の場合は、地域にふさわしい優れた形態・意匠とするよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>構造物自体が地域のシンボルとなるため、周辺景観との調和しない場合は、却って地域景観の価値を下げる恐れがあるため、突出することのないよう、考慮する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>斜張橋でS字のカーブを持たせたデザインの橋梁とすることで、リゾート地を象徴するような景観を形成している。</p> <p>サンブリッジ（和歌山市マリーナシティ）</p>
--	---

3. 色彩

1) 周辺環境との調和

<p>【配慮事項】</p> <p>周辺景観に調和し、地域にふさわしい色彩を基調とするよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>色彩は景観に及ぼす影響が大きく、採用した色彩によっては周辺景観から逸脱したものとなる恐れがあるため、派手な色彩は避け、落ち着いた色彩を基調とする</p>
	<p>【配慮した事例】</p>  <p>高さを抑えるとともに、落ち着いた色彩を採用し、周辺の景観や地域性に配慮している。</p> <p>和歌公園 健康館（和歌山市）</p>

2) アクセント色

<p>【配慮事項】</p> <p>アクセント色を導入する場合、構造物全体及び周辺景観と調和するような色彩とするよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>対比的な色彩の使用にあたっては、過度に目立つアクセント色をさけ、色彩の組み合わせに注意するとともに、最小限の組み合わせを考慮する。</p>
	<p>【配慮した事例】</p>  <p>アクセントカラーの彩度を抑えることで、過度に目立たず、ほどよいアクセントとなっている。</p> <p>公共建築課より提供</p>

4. 素材

1) 周辺環境との調和

【配慮事項】 地域固有の歴史や文化の特性やイメージと調和するよう素材を用いるよう努める。	【留意点】 地域のイメージに合わない素材を用いることにより、その存材を際立たせ、違和感のある景観となるため、周辺で使われている素材、地域のイメージにあった素材を利用し、周辺の町並み、自然景観との調和を考慮する。
	【配慮した事例】  地元産出の火成岩を護岸に用いることにより、地域特性を表した施設となっている。 桜島砂防施設（鹿児島県鹿児島市）

2) 維持管理

【配慮事項】 維持管理が容易で経年的な劣化により景観の質が低下しないような耐久性を備えた素材を用いるよう努める。	【留意点】 景観を考慮し、デザインや質の高い素材を用いたとしても、汚れや痛みが激しく維持管理が容易でないものであれば、かえって景観を阻害する要因となってしまう可能性があるため、耐久性、耐候性、耐食性などを考慮する。
	【配慮した事例】  耐久性の高い素材を用い、また地域のイメージに沿ったデザインとすることにより、永続的な景観の形成が図れる。 和歌山市道（和歌山市）

5. 付属物

1) 付属物の調和

<p>【配慮事項】</p> <p>付属物にあつては、構造物本体と調和したものとするよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>構造物と付属物は一体となって、構造物の全体的な印象が与えるため、統一的なデザイン、色彩等を考慮する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>付属施設である駐輪場のデザインを建築物本体のデザインと合わせることにより、一体となった景観となっている。</p> <p>和歌山県立美術館（和歌山市）</p>
---	---

6. 緑化等

1) 保存、保全

<p>【配慮事項】</p> <p>地域の自然条件や歴史文化に根付く既存の樹木および緑地は、保存保全または移植を行うよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>地域固有の景観を構成する大きな要素である、古木など地域のシンボルとなる優れた樹木がある場合は、できる限りの保存や移植を考慮する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>地域のシンボルとなる松を保存、保全することで、和歌浦のイメージを壊していない。</p> <p>和歌の浦アートキューブ（和歌山市和歌浦）</p>
---	--

2) 緑化、植栽

<p>【配慮事項】</p> <p>緑化、植栽に当たっては、地域の植生やイメージとの調和や連続性等を考慮し、周辺景観となじむよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>地域特性と異なる緑化は、景観に違和感を与える恐れがあるため、地域の植生やイメージを理解し、樹種を選定のうえ、緑化や植栽を図る。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>地域イメージとなりうる樹種を街路樹とすることにより、快適な沿道景観を演出している。</p> <p>けやき通り（和歌山市）</p>
---	--

(2) 個別指針

1. 道路編

1) 道路の線形

<p>【配慮事項】</p> <p>線形については周辺地形や歴史的、文化的なまちなみ景観への影響をできる限り軽減できるように努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>地形やまちなみを無視した線形は、景観を改変させ、地域の特色や連続性を喪失させる恐れがあるため、土地の改変等が小規模となるような線形を考慮する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>谷地形を利用し、できるだけ、大規模な地形の改変を抑えるよう計画をし、森林景観などの保全を図っている。</p> <p>国道311号（田辺市中辺路町）</p>
---	--

2) 道路付属物等

<p>【配慮事項】</p> <p>防護柵等の交通安全施設については、植樹帯など景観に優れた他施設での代替も含め、必要性を十分に検討し、設置する場合は景観の一部として違和感なく存在し得るよう努める。</p> <p>その他道路標識等の道路付属物は周辺景観と統一感をもたせ煩雑な景観とならないように努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>海岸や河川沿いの道路における道路付属物等は、存在そのものがそれらの眺望を妨げる要因となる恐れがある。また眺望景観への影響以外にも、色彩、デザイン等によっては違和感を与える恐れがある。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>透過性の高いガードパイプにより眺望景観が確保できている。</p> <p>道路政策課より提供</p>
--	---

3) 橋梁、高架橋等

<p>【配慮事項】</p> <p>橋梁は周辺環境への影響が大きいいため、周辺の景観と調和するような構造形式の選定・意匠の創出に努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>河川・溪谷や広幅員道路など開けた場所に設置されるため、視界に入る可能性が高く、また周辺環境のシンボルとなるため、地域イメージや景観を損なうことのないよう、構造形式や色彩などに考慮する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>臨海部のリゾートをイメージし、構造形式や色彩に配慮している。</p> <p>和歌山マリーナシティ（和歌山市）</p>
---	---

4) トンネル坑口

<p>【配慮事項】</p> <p>高架橋やトンネル坑口部分は、周辺景観への影響が大きいため、周辺の景観と調和するよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>山全体の印象が従前と大きく変わる可能性があるため、周辺景観に溶け込むデザインを考える必要がある。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>坑門を目立たないよう、極力控えたものにし、周辺の自然景観と調和を図っている。</p> <p>近畿自動車道 紀勢線</p>
--	---

2. 河川・水路編

1) 施設

<p>【配慮事項】</p> <p>自然環境の改変はできるだけ抑え、施設を設置するに当たっては周辺景観や生態系に配慮する。</p>	<p>【留意点】</p> <p>治水や利水のみを考慮した堤防等の施設配置は河川環境を著しく変化させる恐れがあるため、周辺景観に合わせた配置、意匠等の工夫が必要となる。</p>
	<p>【配慮した事例】</p>  <p>護岸には自然石を用い、蛇行した河川線形の改変を抑えることで、周辺景観と調和させている。</p>

2) 親水性

<p>【配慮事項】</p> <p>親水性を考慮した形態となるよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>親水性のない河川は、人と自然とのふれあいにより創造される景観を創出できなくなる恐れがあるため、安全性を考慮の上、水に近づける工夫が求められる。</p>
	<p>【配慮した事例】</p>  <p>水際まで降りられるような昇降施設の設置や浅瀬部分を設けることで、河川とのふれあいを演出できようしている。</p> <p style="text-align: right;">千手川（和歌山市）</p>

3) 河川空間

【配慮事項】 河川空間を効果的に演出するよう努める。	【留意点】 河川独特の広がりを持った景観が無くなってしまわないよう、河川空間の確保を考慮する。
--------------------------------------	---

4) 緑化等

【配慮事項】 堤防の法面や高水敷については出来る限り緑化するよう努める。	【留意点】 コンクリート製の護岸が目立つと、河川がもつ景観に違和感をあたえるため、できる限り緑化などを考慮する。 【配慮した事例】
--	---

5) ダム

【配慮事項】 地形や植生等の自然景観への影響をできる限り軽減できるように、緑化等により地域の自然環境と調和した景観形成に努める。 取水塔や水門などのダム本体の施設デザインについては統一性を持たせるよう配慮する。	【留意点】 山間の自然景観豊かな場所に作られていることが多く、またランドマークとなる構造物のため、周辺の景観と付属設備を含めた構造物全体の意匠等の統一性をもたせるなど考慮する。
	【留意点】 緑が覆い茂る中に、山肌が存在すると全体的な山間部の景観に違和感を与えるため、周辺植生を考慮した植栽などを行う。

3. 砂防・治山編

1) 施設

<p>【配慮事項】</p> <p>周辺景観と調和するように形態や意匠、素材等を工夫し、また既存の緑をできる限り保全するとともに積極的に法面の緑化を行うよう配慮する。</p>	<p>【留意点】</p> <p>施設の性格上、自然豊かな場所に設置されることが多く、意匠等によっては周辺景観と調和できない恐れがあるため、意匠、素材、緑化等を考慮する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>床固工に着色を施すことで、周辺景観に溶け込み一体化した構造物となっている。</p> <p style="text-align: right;">森林整備課より提供</p>
--	--

2) 連続性

<p>【配慮事項】</p> <p>擁壁等の設置については圧迫感を避けると共に、連続性を遮断しないよう努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>連続性を無視した施設を配置すると、全体としての景観を損なうとともに、視点場が近い場合にあっては圧迫感が生じる恐れがある。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>施工後直後はコンクリートが露わになるが、時間経過と共に、周辺の自然景観になじみ、本来の緑の連続が取り戻されつつある。</p> <p style="text-align: right;">砂防課より提供</p>
--	---

4. 港湾・漁港編

1) 施設

<p>【配慮事項】</p> <p>自然環境や文化などそれぞれの持つ特性に配慮し、調和のとれた景観を形成する。</p>	<p>【留意点】</p> <p>親水性のない海は、人と自然とのふれあいにより創造される景観を創出できなくなる恐れがあるため、安全性を考慮の上、水に近づける工夫と海らしい景観形成に努める。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>埋立地の護岸を緩傾斜の石張りとするにより、親水性と良好な景観を形成している。</p> <p style="text-align: right;">港湾整備課より提供</p>
--	---

2) 建築物、工作物等

<p>【配慮事項】</p> <p>地域の特性を十分に生かし、地域の景観との調和に努めるとともに、修景緑化に努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>海のイメージを壊さないような建築物、工作物の配置や色彩等に注意する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>プレジャーボートが整然と係留され、修景施設も配置されている。</p> <p style="text-align: right;">港湾整備課より提供</p>
---	---

5. 海岸編

1) 施設

【配慮事項】 眺望の確保に配慮するとともに、周辺景観との調和および親水性の形成に配慮する。	【留意点】 防災機能のみを考慮した護岸施設などの設置により、眺望や周辺環境はもとより、親水性も失われる恐れがあるため、工法の選定等配慮を行う。
	【配慮した事例】  潜堤形式を採用することで、海水面に構造物が露出せず、視界を遮ることなく景観を阻害しない。 <p style="text-align: right;">港湾整備課より提供</p>

2) 海浜

【配慮事項】 自然海浜はできる限り保全するものとする。 人工海浜においては、地域が有する特性を考慮し、違和感がなく、周辺と調和のとれた景観形成に配慮する。	【留意点】 護岸施設により、親水性を持つ海浜が失われる恐れがあるため、親水性、海浜の連続性の確保に配慮する。
	【配慮した事例】  人工海浜を造成するとともに、護岸を緩傾斜とし、背後に植栽を行うことで良好な景観を形成している。 <p style="text-align: right;">港湾整備課より提供</p>

6. 公園・緑地編

1) 施設

<p>【配慮事項】</p> <p>道路等の公共施設や周囲の自然環境との調和および連続性を持たせ、開放感を創出するとともに、周囲のまちなみに沿った、親しみやすい調和のとれた景観形成に努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>周囲の住宅、道路等の周辺施設と一体となった計画とすることにより、周囲と調和した開放的な景観と空間を提供することができる。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>最低限の境界施設とすること、アプローチを広くとることにより、歩道と一体となった開放感のある公園となっている。</p> <p>和歌山東公園（和歌山市）</p>
--	--

2) 敷地内の整備

<p>【配慮事項】</p> <p>敷地内においては、その整備目的と地域特性に応じた施設を整備し、周辺環境との調和に配慮する。</p>	<p>【留意点】</p> <p>公園が持つ開放感を演出する施設整備や配置計画が必要となる。また、背後景観との一体感を演出する計画を考慮する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>芝生広場や植栽・遊戯施設等の配置等に工夫をし、背後の山並みと一体となった計画である。</p> <p>四季の郷公園（和歌山市）</p>
--	---

3) 緑化等

<p>【配慮事項】</p> <p>規模や整備目的及び地域特性に応じ、可能な限りの既存の樹木の保全・活用するとともに樹木の配置や樹種の構成等を工夫することにより、緑豊かな景観の創出に努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>都市部においては、貴重な緑地となるので、効果的な緑景観を創造するための演出が必要となる。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>可能な限り既存の松を保存するとともに、樹種に配慮した植栽計画となっている。</p> <p>和歌公園・片男波地区（和歌山市）</p>
--	--

7. 公共建築物編

1) 施設

<p>【配慮事項】</p> <p>地域の自然条件や歴史的・地域的文化特性を踏まえた個性の演出し、優れた景観の形成を図るような建築物本体のデザインをすると共に施設の適切な利用に配慮する。</p>	<p>【留意点】</p> <p>地域の中心施設となることが多いため、地域特性を反映したデザイン、色彩等に配慮する。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>隣接する和歌山城との調和を図りつつ、モダンなデザインを採用し、景観に配慮している。</p> <p style="text-align: right;">県立美術館（和歌山市）</p>
--	---

2) 建築設備等

<p>【配慮事項】</p> <p>避難施設、高架水槽等屋上や屋外に設ける設備は建築物本体との調和一体化に努めるとともに電線路等は地下埋設に努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>建築物本体と屋外設備等の不調和は景観上の違和感を生じる恐れがあるため、意匠を合わせることや目隠しすることにより統一された景観を創造できる。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>室外機等を目隠しすることで外観の意匠が統一され、煩雑さが無くなり、すっきりとした景観となる。</p> <p style="text-align: right;">公共建築課より提供</p>
---	--

3) 緑化等

<p>【配慮事項】 敷地の緑化に努める。</p>	<p>【留意点】 建築物の規模に応じた樹種や樹木を適切に配することで調和が図られ、高さや位置に配慮することで圧迫感や煩雑感を軽減できる。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>豊かな緑が通りからよく見えるようにし、大規模建築物の圧迫感を軽減させている。</p> <p>和歌山市民会館（和歌山市）</p>
------------------------------	--

8. 面的整備編

1) 整備の考え方

<p>【配慮事項】</p> <p>自然条件や歴史的文化的条件などの地域特性を活用し、生態系への配慮を行い、うるおいとやすらぎのある地域づくりと、周辺調和のとれた個性的な景観の創造を促し、地域づくりのモデルとして先導的役割を果たすように努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>地域づくりを一から始めることもあり得るので、景観を考慮した地域形成を図る必要がある。</p> <p>また、場合によってはその周辺地域の景観との調和のため、緩衝帯を設ける措置等も考えられる。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>地形に沿った形状とし、ほ場内に樹木を配したことにより、「生」を育む安定感、休息感のある景観を形成している。</p> <p>農業農村整備課より提供</p>
---	---

2) 整合性の確保

<p>【配慮事項】</p> <p>事業完了まで長期を要する場合が多いことから、景観形成等の面から事業主体としての整合性が確保できるように努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>将来的な地域の景観イメージを持ち、地域が全体として統一感をもてるような計画を考える。</p>
--	--

9. 標識・サイン編

1) 周辺環境との調和

<p>【配慮事項】</p> <p>情報の整理統合や配置の適正化によって、景観上の煩雑さの軽減や景観への配慮に努め、わかりやすく、周辺景観と調和のとれた整備や配置に努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>デザインや大きさなどを統一し、情報を集約化することで、煩雑さを軽減し、秩序ある景観形成が図れる。</p> <p>【配慮した事例】</p>  <p>情報を集合化することで、すっきりとした標識となっている。</p> <p>鳥羽市（三重県鳥羽市）</p>
---	--

2) 景観阻害

<p>【配慮事項】</p> <p>標識、サイン自体が景観を阻害しないように努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>背後景観を阻害しないよう、設置場所、規模、見える範囲を考慮し、周辺と調和したデザイン・色彩を考慮する。</p>
---	---

10. 照明施設編

1) 夜間景観の創出

<p>【配慮事項】</p> <p>周辺の夜間景観との調和を図りながら、美しい夜間景観の創出に努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>設置場所や輝度、照度などの照明の使い方によっては過度な演出となる恐れがあるため、安全性に考慮のうえ、過剰な演出の照明は避け、光量、配光、照度を考慮し、落ち着いた夜間景観を演出する。</p>
	<p>【配慮した事例】</p> <div data-bbox="783 629 1289 1003"></div> <p>隣接する和歌山城や美術館と調和を図るとともに、都会的な落ち着いた雰囲気を出している。</p> <p>和歌山野上線・三年坂（和歌山市）</p>

11. ストリートファニチャー編

1) 周辺環境との調和

<p>【配慮事項】</p> <p>地域の特性や機能性に配慮し、違和感を与えないよう周辺景観との調和に努める。</p>	<p>【留意点】</p> <p>公的な空間における景観形成の主役ではないが、その環境と空間に統一感を与えるものである。アクセントやうるおいを与え、かつ地域特性を反映するようなデザイン、配置を考慮する</p>
	<p>【配慮した事例】</p>  <p>都市景観にも配慮し、休憩所や噴水を設置し、都市の歩行空間のくつろぎの場を提供している。</p> <p>和歌山市道（和歌山市）</p>

Ⅲ－５．関係省庁などの景観形成ガイドラインリスト

国の各省庁から施設ごとの景観形成ガイドライン等が示されており、公共施設の整備にあたっては、これらのガイドラインも活用し、良好な景観形成を図る必要があります。

	ガイドライン名	内 容
1	国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）	国土交通省の公共事業において、地域住民や学識経験者などの意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映する基本的な仕組を確立することを目的とする。 (国土交通省, H19年4月)
2	道路デザイン指針（案）	道路分野における景観形成のためのガイドラインとして作成。解説書として「道路のデザイン（著：(財)道路環境研究所）」がある。 (国土交通省道路局・都市地域整備局, H16年4月)
3	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	防護柵の設置・更新を検討するにあたって、安全面の機能を確保したうえで、景観に配慮することについて、まとめたもの。 (国土交通省道路局, H16年4月)
4	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	河川景観の形成や保全を図ることを目的として、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法を示したもの。 (国土交通省河川局, H18年10月)
5	河川の景観形成に資する石積構造物の整備に関する資料	河川景観の形成や保全を図ることを目的として、必法を示したもの。 (国土交通省河川局, H18年8月)
6	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	砂防関係事業に伴い、良好な景観の形成を図るため、いつ、何を、いかに、なすべきかを体系的に示したもの。 (国土交通省砂防部, H19年2月)
7	港湾景観形成ガイドライン	港湾における景観形成推進のため、国、港湾管理者、地方公共団体、民間事業者など、港湾に関係する幅広い主体の参考図書として作成。 (国土交通省港湾局, H17年3月)
8	海岸景観形成ガイドライン	良好な海岸景観の形成を図ることを目的とした、海岸の整備等の方策を示す。 (国土交通省河川局, 港湾局, 農林水産省農村振興局, 水産庁, H18年1月)
9	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国の補助金やまちづくり交付金又は地域住宅交付金を受けて実施する、公営住宅等整備、住宅地区改良事業等の住宅・建築等の整備事業を対象としたガイドライン。 (国土交通省住宅局, H17年3月)
10	景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案) 「都市整備に関する事業による良好な都市景観形成の事例」	市街地再開発、土地区画整理、街路、都市公園、下水道などの事業を対象として、良好な都市景観を形成するための、考え方、具体事例等を示したもの。 (国土交通省都市・地域整備局, H17年3月)

	ガイドライン名	内 容
11	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	官庁営業部の事業において、景観に配慮していくための事例集。 (国土交通省住宅局, H16年5月)
12	景観デザイン規範事例集 (道路・橋梁・街路・公園編) (河川・海岸・港湾編)	各分野の公共事業において、景観デザインに配慮した計画・設計を行う際に参考となる事例を示したもの。 (国土交通省・国土技術政策総合研究所, H19年3月)
12	美の里づくりガイドライン	事項を取りまとめ、景観設計に必要な調査、計画、設計の考え方及び手法を解説。 (農林水産省農村振興局, H16年8月)
14	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農村景観を理解し、保全・形成するための基本的な事項を取りまとめ、景観設計に必要な調査、計画、設計の考え方及び手法を解説。 (農林水産省農村振興局, H18年5月)

また、県においても景観形成のため、これまでに以下のものを策定しています。

	ガイドライン名	内 容
1	紀州もてなし街道 景観整備計画 ～国道311号・国道168号編～	県では、地域の魅力を「道」でつなぎながら、地域と行政が連携して、美しい景観づくり、魅力ある地域づくりを目指す「紀州もてなし街道」を推進している。 この取り組みの一環として、国道311号及び国道168号を対象とした、美しく魅力ある道路景観の形成のための今後の景観整備の指針として、取り組みの方向性を示したもの。 (和歌山県紀州もてなし街道景観整備検討委員会, H19年3月)

Ⅲ-6 県内各市町村へのアンケートによる景観資源等の調査結果

※備考欄の1: H20年 7月 市町村アンケート
 2: H18年 6月 市町村ヒアリング
 3: その他 【平成20年8月】

	市町村	名称	所在地	文化財指定等	特徴・景観	備考※
1	和歌山市(10)	和歌山城	和歌山市一番町	国指定文化財	天守閣、眺望	1
2		加太・友ヶ島	和歌山市加太	瀬戸内海国立公園	万葉集、照葉樹林、砲台跡	1
3		和歌浦・雑賀崎	和歌山市	瀬戸内海国立公園	万葉集、海岸、東照宮、天満宮、歴史、文化、自然景観	1
4		紀州東照宮	和歌山市和歌浦西2丁目	国指定文化財	関西の日光、徳川頼宣創建	1
5		和歌浦天満宮	和歌山市和歌浦西1丁目	国指定文化財	日本三菅廂、菅原道真、片男波、和歌浦湾	1
6		紀三井寺・名草山	和歌山市紀三井寺	国指定文化財他	西国第2番札所、桜、万葉集、和歌浦湾、	1
7		養翠園	和歌山市	国指定名勝	徳川10代藩主治宝が造営した西浜御殿の別邸	2
8		けやき通り櫛並木	和歌山市			2
9		マリーナシティ	和歌山市毛見		マリーナ、ヨット、温泉、リゾートマンション、市場	3
10		岩橋千塚古墳群(紀伊風土紀の丘)	和歌山市岩橋	特別史跡	700基古墳群	3
11	海南市(4)	黒江の町並み	海南市黒江		漆器産業、のこぎり歯状のまちなみ、黒江ぬりもの館、温故伝承館	1
12		藤白神社	海南市藤白		熊野三山の遙拝所	2
13		温山荘	海南市船尾	国登録有形文化財	ヨット、実業家新田長次郎翁が造園	2
14		熊野古道	海南市藤白他		海の眺望、9の王子	2
15	紀美野町(4)	生石高原	紀美野町中田		スキの大草原、チューリップ園、山焼き	1
16		たゆまらの里	紀美野町長谷谷		コテージ、バンガロー、露天風呂、バードウォッチング	2
17		みさと天文台	紀美野町松ヶ峯		世界屈指の反射望遠鏡	2
18		だるま湯、かじか荘	紀美野町滝ノ川、菅沢		温泉	2
19	岩出市(1)	根来寺一帯	岩出市根来	国宝、重文他	歴史、文化、桜、紀仙郷県立自然公園、根来寺、門前町、一乗閣	1
20	紀の川市(39)	最初ヶ峰・百合山	紀の川市高野・桃山町元	県朝日夕陽百選	桜、もみじ、桃源郷眺望、新四国88箇所、古戦場跡展望所	1
21		寺山&龍門山スカイスポーツ	紀の川市高野		パラグライダー基地、紀の川眺望	1
22		海神社	紀の川市神領			1
23		春日神社	紀の川市中三谷		明恵上人	1
24		薬師寺(赤尾)	紀の川市赤尾	県指定文化財	クロマツ老木、樹齢300年	1
25		紀伊国分寺跡歴史公園	紀の川市東国分	国指定文化財		1
26		西田中神社	紀の川市中井阪	県指定文化財	一間社隅木入春日造、檢皮葺	1
27		東田中神社	紀の川市打田	県指定文化財		1
28		ハイランドパーク粉河	紀の川市中津川		関西空港一望展望台、360度のパノラマ	1
29		龍門山	紀の川市荒見・杉原	県天然記念物	キシシモツケ、眺望、ハイキングコース、磁石岩	1
30		粉河寺	紀の川市粉河	国指定重要文化財	名勝、西国3番札所、門前町	1
31		加茂神社	紀の川市西川原	県天然記念物	大銀杏	1
32		長田観音	紀の川市別所		厄除け観音	1
33		桜池	紀の川市北長田		徳川頼宣築造県下最大の貯水池、桜、バス釣り	1
34		鞆淵八幡神社	紀の川市中鞆淵	国重文	国宝「沃縣地螺金銅装神輿」	1
35		鞆淵の田園風景	紀の川市下・中・上鞆淵		真国川沿いの水田・棚田、黒豆畑	1
36		藤崎弁天	紀の川市藤崎	県指定名勝	紀泉郷県立自然公園の名勝地、弁財	1
37		九頭神社	紀の川市麻生中	県指定天然記念物	樹高20m、周囲3.9mのシラカシの巨木、クス・クロガネモチの大木	1
38		光明寺	紀の川市名手市場	県指定天然記念物	樹齢300年余りのクロマツの大木	1
39		名手八幡神社	紀の川市穴伏		鎮守の森、名手の氏神として親しまれる	1
40		小田井用水 龍之渡井	紀の川市西野山	文化庁登録有形文化財	大正8年作り替え(当初は木製)	1

Ⅲ-6 県内各市町村へのアンケートによる景観資源等の調査結果

※備考欄の1: H20年 7月 市町村アンケート
 2: H18年 6月 市町村ヒアリング
 3: その他 【平成20年8月】

	市町村	名称	所在地	文化財指定等	特徴・景観	備考※
41		名手宿本陣(妹背住宅)	紀の川市名手市場	国指定史跡・重要文化財	藩主の宿泊に利用、華岡青洲の妻、加恵の実家	1
42		春林軒	紀の川市西野山	市指定文化財	華岡青洲の住居兼診療所	1
43		天空の村	紀の川市平野(中尾地区)		標高約600m。見晴らしの良さは絶景で「天空の村」として村おこしを進める	1
44		葛城山ブナ林	紀の川市切畑	金剛生駒紀泉国定公園	山頂展望台、竜王神社が散歩コース、ブナ林が見所	1
45		細野溪流キャンプ場	紀の川市桃山町垣内		桜、紅葉・新四国88ヶ所巡りのほこら、紀の川平野一望の展望所	1
46		三船神社	紀の川市桃山町神田	国指定重要文化財	桃山様式、屋根は檜皮葺き、極彩色の建築物	1
47		大歳神社	紀の川市桃山町調月	県指定文化財美術工芸品	天平13年移設、調月の氏神 建治3年製作の古鐘	1
48		桃源郷	紀の川市桃山町段新田	かおり風景百選・県朝日夕日百選	ひと目十萬本の桃の花、かおり…は環境省による	1
49		深山溪谷	紀の川市桃山町峯	和歌山の親しめる水辺66	戦国時代に僧兵が隠れ住む 高さ1m以上の滝が20ヶ所	1
50		雄滝雌滝	紀の川市桃山町神田・最上		高さ3mと1mの2つの滝、別名「秘文の滝」近くに吊り橋	1
51		黒川薬師寺	紀の川市桃山町黒川		地元管理の寺社、四季折々の田園風景	1
52		大国主神社	紀の川市貴志川町国主	市指定文化財	神楽殿(江戸時代中期) 大飯盛物祭(鎌倉時代末期～)	1
53		貴志川八幡宮	紀の川市貴志川町岸宮	市指定文化財	古代祭祀跡、当地産出の蛇紋岩を庭に使用	1
54		国主淵・きしへの里	紀の川市貴志川町国主・井ノ口	和歌山の親しめる水辺66	源氏ボタルの名所、屋形船の遊覧、貴志川	1
55		大池遊園	紀の川市貴志川町長山	大池貴志川県立自然公園	周囲約4kmの池を中心とした憩いの場所、桜・ツツジ・紅葉が美しい	1
56		山田ダム・山田貯水池	紀の川市貴志川町高尾・桃山町調月	大池貴志川県立自然公園	S32年完成のダムと人造湖、ブラックバスの釣りスポット、自然かが残る	1
57		平地緑地公園	紀の川市貴志川町神戸	県親しめる水辺66・朝日夕日百選	県下最大級の溜池、絶滅危惧種が生息、古墳群と浮島の景観	1
58		和歌山電鉄貴志川線の沿線の風景	紀の川市貴志川町		田園風景の中を駆け抜けるイチゴ電車、おもちゃ電車	1
59	橋本市(17)	杉村公園	橋本市御幸辻		広さ約125ha、園内には芝生広場、つり橋、四季の草花、昔の風景のまま	1
60		城山台中央公園の桜	橋本市城山台2-10-4		ソメイヨシノ、ボタンザクラのほか緑の花弁をもつ桜(御衣黄)	1
61		紀ノ川の桜堤	橋本市南馬場1158-29先		ソメイヨシノなどの桜のほか11月頃に咲くフユザクラ	1
62		葛城館	橋本市高野口町名倉1053	文化庁登録文化財	高野山参拝の拠点であった頃の木造3階の旅館	1
63		前田邸	橋本市高野口町名倉		江戸時代の商家、江戸時代からの収蔵品を展示	1
64		高野口小学校	橋本市高野口町名倉226		S12築の日本最大級の現役木造校舎、98mの廊下、格子窓	1
65		高山森林公園	橋本市矢倉脇		山鳥のさえずりの聞こえるハイキングコース内にある休憩スポット	1
66		落合川の飛び越え石	橋本市隅田町真土		落合川にあるこの石をひとまたぎして県境超え	1
67		不動山の巨石	橋本市杉尾	日本の音風景百景	635段の階段を登る修験道の行場、風穴から紀の川の音が聞こえるという	1
68		高野口公園の桜	橋本市高野口町名倉北山地内		紀ノ川筋随一の桜の名所	1
69		円山公園	橋本市古佐田4-383-2他		市街地一望の桜の名所、県下最大直径45mの円墳	1
70		子安地藏寺の藤	橋本市菖蒲谷		行基が開基、紀州徳川家の祈願寺、関西花の寺24番	1
71		信太神社の楠木	橋本市高野口町九重283-1	県指定天然記念物	本幹の根元にクロガネモチが抱合される老樹	1
72		葛城神社のむくろじの木	橋本市柱本	市指定文化財	高野街道の宿場町紀見峠の葛城神社に	1
73		清水の街なみ	橋本市清水	県ふるさと建築景観賞	高野山嶺最初の宿場町の面影、瓦屋根と講師の家屋群	1
74		紀の川の風景	橋本市内			
75		落合川の飛び越え石	橋本市		かつての国境	
76	かつらぎ町(13)	宝来山神社	かつらぎ町萩原地内	国、県指定有形文化財	和気清麻呂が親観、猿田彦大神等を祭る、一間社春日造	1
77		丹生都比売神社	かつらぎ町大字天野地内	世界遺産	1700年前創建、全国丹生神社の総本山、真言密教の守り神	1
78		高野町石道	かつらぎ町大字天野地内	世界遺産	慈尊院から奥之院に至約24kmの参詣道、計216其のうち町内には56其	1
79		天野の農村風景	かつらぎ町大字天野地内		田園風景、高野ゆかりの伝説と史跡、二つ鳥居からの風景	1
80		真国川の螢	かつらぎ町大字志賀 天野地内		ゲンジボタルの美しい光の舞	1

Ⅲ-6 県内各市町村へのアンケートによる景観資源等の調査結果

※備考欄の1: H20年 7月 市町村アンケート
 2: H18年 6月 市町村ヒアリング
 3: その他 【平成20年8月】

	市町村	名称	所在地	文化財指定等	特徴・景観	備考※
81		船岡山	かつらぎ町大字島地内		紀ノ川の中の小島、万葉集に詠まれた妹山、背山を望む	1
82		金剛の滝	かつらぎ町大字花園新子地内		自然豊かな風景、勢いよく水がほとばしる	1
83		文蔵の滝	かつらぎ町大字東谷地内		高さ10数m、荘厳神秘的滝	1
84		三重の滝	かつらぎ町大字平地内		一言主神社後方、三段に流れ落ちる不動の滝	1
85		十五社の樟樹	かつらぎ町大字笠田東地内		樹齢600年、周囲13.4m、樹高20m、枝張25m、全国43位、近畿1位のクスの巨木	1
86		さざんかの老樹(堀越頼観音)	かつらぎ町大字東谷地内	県天然記念物	樹齢200年超、径5m超のさざんかの大木	1
87		小田井用水	かつらぎ町		大畑才蔵が開削した小田井用水、瀧の渡井	2
88		串柿の郷	かつらぎ町四郷		串柿	3
89	九度山町(4)	真田庵周辺地区	九度山町大字九度山地内	県史跡	1741年大安上人創建、真田昌幸・幸村の隠棲の屋敷跡	1
90		慈尊院周辺地区	九度山町大字慈尊院地内	国・県・町	慈尊院・丹生官省符神社・勝利寺	1
91		高野町石道	九度山町大字慈尊院地内	国	「高野七口」のひとつ、慈尊院から大門へ通じる	1
92		玉川峡	九度山町大字河根・丹生川地区	県指定名勝	奇岩と大小の滝がおりなす自然豊かな景勝地	1
93	高野町(7)	町道大門高野山駅線からの眺望	高野町高野山		駅手前の広場から橋本市、かつらぎ町が眺望、夜景もきれい	1
94		細川の銀杏	高野町細川		八坂神社境内にある地区のシンボル、秋にはライトアップ	1
95		地藏桜	高野町湯川		南國之助翁が植樹、横に広がって伸びる	1
96		蛇腹道	高野町高野山		六時の鐘から大加藍に続く細い参道、モミジの名所	1
97		とらや薬局	高野町高野山768	景観重要建造物(予定)	M23建築の最古の商店	1
98		小辺路	高野町	世界遺産		2
99		世界遺産(大門～奥の院)	高野町高野山	世界遺産		2
100	有田市(8)	みかん山の景観	有田市全域		5月山一面の白い花、11月～12月実で真っ赤に色づく	1
101		有田川河口	有田市宮崎町地内	県朝日夕陽百選	春の日の入りのユリカモメの群れとタチウオシンボルタワーからの景観	1
102		箕島漁港のうたせ船	有田市宮崎町地内		夕日を背に船団をなして帰港するうたせ船の情景	1
103		有田川の鵜飼	有田川	県指定無形民俗文化財	毎年6月1日から9月にかけて開催。全国唯一の「徒歩(かち)漁法」	1
104		熊野古道	有田市宮原町～糸我		蕪坂峠王子～糸我峠茶屋跡	1
105		地ノ島	有田市初島町浜		浜の長さ約500mの海水浴場、プライベート感覚で楽しめる	1
106		有田みかん海道	有田市山地～宮崎町字矢櫃	西有田県立自然公園	海岸美、宮崎ノ鼻、鷹島、みかん山の織りなす景観。アコウ自生。	1
107		矢櫃海岸	有田市宮崎町字矢	西有田県立自然公園	朝日・夕陽100選。お日待ち祭(1月9日)	1
108		ウエノ公園の桜	有田市古江見		山上から有田川河口、浦の初島、四国を眺望。花見。	1
109	湯浅町(3)	湯浅伝統的建造物群保存地区	湯浅町湯浅	重要伝統的建造物保存地区	特徴的な地割り、醸造業関連の町家や土蔵を代表とする近世から近代にかけての伝統的な建造物群。	1
110		端崎から望む苅藻島、毛無島	湯浅町栖原	和歌山県夕日百選	初夏の夕日は人気の写真スポット。海釣りで人気。	1
111		みかん畑と湯浅湾	湯浅町栖原		施無隈寺の山門付近からの眺望は、みかん畑と海岸線の調和。	1
112	広川町(5)	広村堤防	広川町広	国指定記念物、史跡	濱口梧陵が築造した高さ5m、延長600mの堤防。	1
113		明神山風力発電所と山なみ眺望	広川町山本		風力発電所からの明神山や風力発電施設の景観。	1
114		広地区の町家	広川町広			2
115		養源寺	広川町			2
116		広八幡神社	広川町	国指定重文		2
117	有田川町(8)	生石高原ススキ	有田川町		ススキ、守る会、	2
118		蘭島(あらぎじま)	有田川町		棚田、保存会、写真スポット(小屋)	2
119		石積みと横垣のみかん畑	有田川町		オーバーハングした石積み	2
120		有田川鵜飼い	有田川町			2

Ⅲ-6 県内各市町村へのアンケートによる景観資源等の調査結果

※備考欄の1: H20年 7月 市町村アンケート
 2: H18年 6月 市町村ヒアリング
 3: その他 【平成20年8月】

	市町村	名称	所在地	文化財指定等	特徴・景観	備考※
121		次の滝	有田川町			2
122		高野龍神スカイライン	有田川町		紅葉、樹氷	
123		生石高原	有田川町		ススキ	
124		鷲ヶ峰コスモスパーク	有田川町		淡路島、四国まで見渡せる、360° パノラマ、コスモス、風力発電	
125	御坊市(5)	日高別院の寺内町、東町の古い町並	御坊市塩屋町		紀州鉄道終点西御坊駅周辺には、日高別院、小竹八幡神社、趣のある商家が並ぶ。	1
126		火力発電所の煙突及びサーフィンスポット	御坊市名田?		名田の海岸でサーフィンスポットとなっている。関電発電所煙突も眺望。煙突はランドマーク。	1
127		エネルギーパーク	御坊市塩屋町		日高港にある新エネルギーのPR施設	1
128		ハウス団地	御坊市野島		花卉(スターチス、スイートピー)栽培	2
129		御坊運動公園からの眺望	御坊市		まちなかを俯瞰	2
130	美浜町(4)	煙樹ヶ浜の松林	美浜町大字和田	県立自然公園	幅500m長さ約4.6kmにおよぶ松林。徳川頼宣公が防潮林として植林。	1
131		潮騒かおる煙樹ヶ浜憩いの広場	美浜町大字和田	県夕陽100選	和歌山県夕陽100選に選定。	1
132		日ノ岬からの夕陽	美浜町	県立自然公園		2
133		アメリカ村の町並み	美浜町三尾			2
134	日高町(5)	熊野古道石畳	日高町原谷		熊野古道の石畳	1
135		西川沿いの田園風景	日高町		美しい田園風景	2
136		西山ピクニック緑地からの眺望	日高町	県夕陽100選	四国から煙樹ヶ浜まで眺望	2
137		ピコトマトのハウス	日高町			2
138		海岸沿いの桜並木	日高町			2
139	由良町(6)	白崎海岸	由良町	日本の夕日百選、紀州渚の駅他	石灰岩の白と透き通る海の青とのコントラストが美しい景観。立巖、うみねこ、スイセン。ダイビング	1
140		海つり公園・遊歩道	由良町神谷465-1		1年を通して釣りを楽しめる。由良湾を一望できる遊歩道。潜水艦も見れる。	1
141		戸津井鍾乳洞	由良町小引646		県内唯一の観光洞窟。延長100m。	1
142		興国寺	由良町門前801	国重文、県指定無形民俗文化財	醤油・径山寺味噌の発祥地。	1
143		由良町のみかん畑	由良町(特に門前・畑・三尾川地区)		温州みかん中心のみかん畑。	1
144		由良港	由良町		天然の良港。船舶修理工場やハルテックなどの工場建物や工作物と自然景観とが調和した景観。	1
145	日高川町(5)	榑山ダム	日高町初湯川		県下のダム。グリーンパーク榑山の高台から見た榑山ダムは絶景。「日本一楽しいヤッホーポイント」。日本一の長さの遊歩道。	1
146		道成寺	日高川町鐘巻	国宝、重文	県内最古の寺。千手観音像。安珍・清姫。桜	1
147		八斗蒔の紅葉	日高川町上初湯川		八斗蒔峠では、11月上旬見事な紅葉。	1
148		鷲の川の滝	日高川町田尻	紀伊半島自然100選	紀の国名水、遊歩道	1
149		紀州備長炭の窯	日高川町		三十川、高津尾、柳瀬、小釜本	2
150	みなべ町(5)	南部大梅林	みなべ町晩稲		日本一の梅林、「一目百万、香り十里」	1
151		岩代大梅林	みなべ町岩代		小高い山頂からの梅林景観。30haの広大な梅林。	1
152		千里の浜、南部湾	みなべ町	県立自然公園	アカウミガメ産卵地	2
153		鹿島周辺	みなべ町		ダイビングスポット	2
154		紀州備長炭の窯	みなべ町		清川など	2
155	印南町(3)	印南祭り	印南町印南		宇杉八幡と山口八幡の祭礼。	1
156		千両畑	印南町川又		川又を中心に真妻全域で栽培。	1
157		切目大浜等の海岸	印南町			2
158	田辺市(7)	ひき岩群	田辺市稲荷町動鳴気	田辺南部海岸県立自然公園	カエルが天を仰いでいるような奇岩群。県天延記念物	1
159		天神崎	田辺市天神崎	田辺南部海岸県立自然公園	ナショナルトラスト運動先駆けの地。21ha平らな岩礁、生物、夕陽	1
160		奇絶峡	田辺市上秋津	田辺南部海岸県立自然公園	会津川の支流の渓谷、桜、不動滝、紅葉、奇岩	1

Ⅲ-6 県内各市町村へのアンケートによる景観資源等の調査結果

※備考欄の1: H20年 7月 市町村アンケート
 2: H18年 6月 市町村ヒアリング
 3: その他 【平成20年8月】

	市町村	名称	所在地	文化財指定等	特徴・景観	備考 ※
161		紀州田辺梅林	田辺市上芳養		大蛇峰展望台から見る水平線を遠景にすり鉢状に広がる梅畑景観	1
162		百間山溪谷	田辺市熊野(いや)	大塔日置川県立自然公園	深い原生林に覆われた3kmにわたる溪谷、かやの滝、雨乞いの滝など	1
163		龍神温泉	田辺市龍神村龍神	高野龍神国定公園	日高川渓流沿いの温泉、紀州藩主の別荘地、上御殿、下御殿	1
164		世界遺産	田辺市		本宮大社、大斎原、中辺路、野中、大銀杏、王子	2
165	白浜町(5)	白浜の海	白浜町		白良浜、円月島、千畳敷、三段壁など	2
166		八草の滝	白浜町	日本の滝100選	山桜、新緑、日置川	2
167		平草原からの眺望	白浜町		田辺湾、神島	2
168		志原海岸	白浜町		千畳敷、磯遊び	2
169		安居の渡し	白浜町			2
170	上富田町(1)	富田川	上富田町			2
171	すさみ町(6)	熊野古道長井坂からの眺望	すさみ町見老津	国史跡、世界遺産	眼下に沖の黒島・江須崎等の枯木灘海岸を望む	1
172		夫婦波・黒島を望む	すさみ町見老津	県立自然公園	JR見老津駅近く、夫婦波、沖の黒島、陸の黒島	1
173		日本童謡の園公園からの江須崎島を望む	すさみ町江住	国天然記念物、県立自然公園	江住崎、亜熱帯植物密林	1
174		すさみ八景	すさみ町		稲積島、枯木灘、沖の黒島・陸の黒島、江洲崎島、上ミ古墳、長井坂、広瀬溪谷 琴の滝、雫の滝	2
175		すさみ八景潮来橋からの枯木灘	すさみ町周参見	県立自然公園	枯木灘の180度の大パノラマ、夕映え	1
176		熊野古道大辺路 和深川集落	すさみ町和深川		棚田点在、和深川王子神社、田舎の原風景	1
177	串本町(6)	橋杭岩	串本町園野川	名勝・天然記念物	大小40余りの奇岩、朝日夕陽の100選	1
178		重畳山からの眺望	串本町伊串、神野川	町指定文化財	弘法大師開基の霊山。山頂近く公園からは、橋杭岩、大島、那智連山を眺望	1
179		海金剛	串本町榎野	町指定文化財	断崖絶壁、迫力ある景観	1
180		潮岬(灯台)	串本町潮岬	県指定名勝	和歌山県朝日・夕陽100選	1
181		田原海岸	串本町田原		和歌山の朝日1000選、冬早朝海面上に霧浮遊の幻想的な風景	1
182		榎野崎	串本町大島	吉野熊野国立公園	トルコ友好記念館	2
183	古座川町(7)	虫喰岩	古座川町池野山	国指定天然記念物	高さ10m、幅20m石英粗面岩に無数の穴	1
184		滝の拝	古座川町小川		無数のポット・ホール。県下最大級	1
185		一枚岩	古座川町相瀬	国指定天然記念物	高さ100m、幅500mの巨岩。黒雲母流紋岩。壮大な景観	1
186		柿太郎のまわり	古座川町山手		カヌールート人気スポット。古座川の支流小川が蛇行して流れる。	1
187		ぼたん岩	古座川町月野瀬		岩壁に牡丹の花のような侵食跡。	1
188		天柱岩	古座川町蔵土		古座川沿いに雄大な姿でそそり立つ岩。	1
189		佐田ダム湖畔の桜	古座川町佐田		日本の桜名所百選、ソメイヨシノ	1
190	新宮市(3)	世界遺産	新宮市		熊野参詣道(中辺路)、熊野川、熊野速玉大社、川下り	2
191		千穂ヶ峰、神倉神社	新宮市		お灯祭り、ゴトピキ岩	2
192		丹鶴場跡	新宮市		太平洋一望の沖見城	2
193	那智勝浦町(4)	熊野那智大社	那智勝浦町那智山	国指定重文	世界遺産。熊野十二所権現を祀る。樹齢850年の大楠。	1
194		那智山青岸渡寺	那智勝浦町那智山	国指定重文	世界遺産。西国一番札所	1
195		那智の大滝(飛瀧神社)	那智勝浦町那智山	国指定重文・名勝	世界遺産。落差133m日本一の大滝。	1
196		大門坂	那智勝浦町那智山	国指定文化財	世界遺産。夫婦杉	1
197	太地町(4)	燈明崎	太地町太地	吉野熊野国立公園	360度広がる展望台、眼下には荒磯、古式捕鯨狼煙跡、灯明台、古式捕鯨山見台	1
198		梶取崎灯台	太地町太地	吉野熊野国立公園	県朝日夕陽百選、イブキジャクシン(町指定天然記念物)、白亜の灯台	1
199		平見台園地	太地町太地	吉野熊野国立公園	海岸線一望	1
200		浅間山園地	太地町太地	吉野熊野国立公園	360度のパノラマ	1

Ⅲ-6 県内各市町村へのアンケートによる景観資源等の調査結果

※備考欄の1: H20年 7月 市町村アンケート
 2: H18年 6月 市町村ヒアリング
 3: その他 【平成20年8月】

	市町村	名称	所在地	文化財指定等	特徴・景観	備考 ※
201	北山村(1)	瀨峡、七色峡	北山村			